

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成 19年 12月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より 12月 17日までの 12日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は 12日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 78条の規定により、議長において、1番 土屋誠司君と 13番 土屋勝利君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、常任委員会の行政視察について申し上げます。

11月 19日から 20日にかけて、総務文教委員会が三重県松阪市の「市町村合併について」及び「地域マネジメントについて」並びに「高速船による海上アクセスについて」を視察されました。さきの 11月臨時会で報告いたしました産業厚生委員会の視察報告書とともに、その

視察報告書をお手元に配付してありますので、ご覧ください。

次に、姉妹都市訪問について申し上げます。

私を団長として議席番号1番から4番と12番から14番までの議員7名が、群馬県沼田市を訪問した件につきましては、さきの11月臨時会で報告いたしましたが、その視察報告書をお手元に配付してありますので、ご覧ください。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

11月16日、大阪府守口市の議員4名が「ごみ減量とリサイクル推進について」を視察をされました。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（須田信輔君）朗読いたします。

下総庶第150号。平成19年12月6日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成19年12月下田市議会定例会議案の送付について。

平成19年12月6日招集の平成19年12月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第72号 和解について、議第73号 損害賠償の額を定めることについて、議第74号 市有財産（建物）の譲与について、議第75号 下田市民文化会館指定管理者の指定について、議第76号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について、議第77号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定について、議第78号 下田市都市公園指定管理者の指定について、議第79号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第80号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議第81号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について、議第82号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第83号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第84号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第85号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第86号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第87号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第88号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）。

下総庶第 151号。平成 19年 12月 6日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成 19年 12月下田市議会定例会説明員について。

平成 19年 12月 6日招集の平成 19年 12月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 高橋正史、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 糸賀秀穂、市民課長 山崎智幸、税務課長 村嶋 基、会計管理者 兼出納室長 森 廣幸、監査委員事務局長 土屋和夫、建設課長 井出秀成、上下水道課長 磯崎正敏、観光交流課長 藤井恵司、産業振興課長 滝内久生、健康増進課長 河井文博、福祉事務所長 内田裕土、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 金崎洋一、教育委員会生涯学習課長 鈴木布喜美。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

一般質問

議長（増田 清君） これより、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は 8名であり、質問件数は 24件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位 1番、古紙類の処分委託費支払いから売却への変更について。2、敷根プールに幼児向けの簡易プールを設置することについて。3、施設の統廃合と新たな施設の建設について。4、上大沢地区の給水施設について。

以上 4件について、3番 伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） おはようございます。議長の指名により、政和会を代表して質問させていただきます。

1、古紙類の処分委託費支払いから売却への変更について。

下田市では、新聞紙、雑誌、ダンボール等いわゆる古紙類を業者に処理委託ということで処理費を支払っています。平成 18年度決算では、古紙類約 562トンの処理代として 17万円を支払いました。河津町、東伊豆町では古紙類をトン当たり 7,875円で売却しておりますから、下田市でもこの例に倣えば 443万円で売却することが可能でした。つまり 443万円で売れるも

のを、17万円支払っていたわけです。計算すれば620万円の額になります。ある意味では、市民は620万円の損失をこうむっているとも言えるわけです。

古紙類を売却した方がいいという意見は、平成15年に私が議員になる前から、議会では当局に対して提言していたというふうに聞いております。しかし、当局は古紙類を売却するためにはある程度の量をためておかなければならない、現在の古紙類の置き場ではためておくことができないので売却はできないということで、売却をせずに至ったわけであります。

しかし、今年の8月に、私が河津町、東伊豆町で運営している東河クリーンセンターにこの古紙類の調査に行ったところ、下田市の置き場でも売却することが可能であることがわかりました。9月議会でこの点に対して当局にたずねたところ、売却が可能であることを認め、売却する方向で検討する旨の答弁をいただきました。その後、この件についてはどうなったのか。来年度予算では、古紙類については歳出では歳入で計上されるのかどうかをお尋ねいたします。

当局が、売却できるものを売却できないとしてきたのは、前例主義によるものが大きいと考えています。これまでどおりに支払いを行い、議会の説明もそれで済むとなれば、前例どおり行い、新たな改善の必要性を感じなかったということでしょう。しかし、前例にとらわれず最善の努力をするという、こういうように役所の体質の転換がなければ、これからの自治体運営は難しいと思います。

古紙類の処分費を支払っていた契約を含めて、下田市では契約の相手方をこれまで契約していた先、ホームページ、広報しもだで募集をして申し込みをしてきた業者とだけ契約をしてきたわけであります。したがって、古紙類を買うという業者が担当者の前にあらわれなければ、古紙類を売却するということがないわけであります。ある管理職は、御用聞きはしないと傲然と言い放ちました。まさに殿様商法、武家商法です。下田市の職員の一部には、頭を下げてきた業者とだけ取引をするのがこれまでのやり方であり、それが当然だというふうに考えている人がいます。売却する可能性を探る、少しでも安い製品を買う、少しでも安い工事してくれる業者を探す。民間ではこうした努力が当たり前に行われておりますが、行政ではその必要を感じていない人たちがいます。

財政危機が言われ、税金や手数料の値上げなど市民負担が増え、職員の給与がカットされる中で、行政経費の削減に最善の努力をすることが必要になってい ます。業者の選定に当たっては、申し込みをしてきた業者だけではなく、下田市にとってより有利な業者がいるのであれば、積極的に声をかけていく必要があると考えておりますが、その点どのようにお考え

でしょうか。

次に、敷根プールに幼児向けの簡易プールを設置することについてお尋ねします。

蓮台寺パークが廃止され、今年の夏は、子どもたちを連れていくところがなくなったという苦情を何度も聞かされました。海のない群馬県の沼田市の子供たちが泳げるのに、海に囲まれた下田市の子供たちが泳げないという笑えない現実があります。下田市の子供にもっと水に親しむ機会をつくっていく必要があります。

プールでは、トレーニングルームの子育て支援への活用、そして今回の幼児プール、こうした提案を行うたびに暗然たる気持ちにさせられることがあります。それは、何かを変えよう、何かを新しくしようとすれば、必ずさまざまな問題があります。できない理由、やれない理由、困難な理由は一山幾らほどあります。しかし、問題はどのような姿勢で臨むのか、子育て支援をやる気があるかないかであります。やる気があれば、問題点はどんなふうに解決したらいいのか、どうすれば実現できるかという前向きな姿勢でものを考えていかなければ、現状を守っていく姿勢でものを考えていては、できるものもできないわけでありませぬ。

昨夜も夜空を見ながら考えました。月にむら雲、花に風、子育て支援に教育委員会。何とか、教育委員会では子育て支援を積極的に推進する、そのためにはどうしたらいいのかという前向きな姿勢でやっていただきたいものだと考えております。

敷根プールに幼児向けの簡易型プールを設置する提案をしましたが、関係する教育委員会、建設課、振興公社ではこの間、どのような検討がなされ、現状どのようになっているかをお尋ねします。

次に、施設の統廃合と新たな施設の建設について。

幼稚園と保育所の統廃合。幼稚園と保育所の統廃合は平成9年度から検討され、1年目に入りました。この間、稲生沢幼稚園と浜崎幼稚園が下田幼稚園に統合されましたが、これは施設が老朽化しており、安全な環境にないといった個別の理由で統廃合されたものであり、下田市の幼稚園全体をどうするのか、あるいは保育所をどうするのか、幼保一元化、こういった観点からなされたものではありません。したがってまして幼保一元化、幼保の統廃合については、1年間全く動かなかったとも言えるわけでありませぬ。

下田市の幼稚園と保育所のほとんどは、耐震化がないばかりか老朽化も進んでおり、必要な改修工事もまたなされていないのが現状であります。非常に危険な状態で子供たちが通園をしているわけでありませぬ。このような状態に放置しておくのは、行政の重い責任があると思ひます。行政内部でもこれまで2度ほど計画案が作成され、議会でも何度もこの幼保一元

化、統廃合に対する質問がなされております。もはや耳にたこ、舌にたこの状態もあるかと思いますが、もう一度お尋ねします。幼保一元化あるいは統廃合が1年進まなかった原因は、どこにあるとお考えでしょうか。

統廃合を進めるためには、子供たちが安心して通える幼稚園、保育所、あるいは認定こども園を新たに建設する必要があると思います。現状の施設では、これ以上に多くの子供たちを受け入れることができない以上は、大きな施設が必要になるからであります。建設にはかなりの費用がかかりますが、統廃合により経費が大きく減少しますから、長い目で見れば財政は好転していくわけであります。市長は財政再建を大きな政治目標にしております。短期的な視点ばかりではなく、長期的な視点で考えることも必要ではないでしょうか。

当局の説明によれば、今、下田市にとって一番問題な公債費比率が20%を超えておりますが、ピークは平成2年度であり、それから2年、3年と公債費比率は下がっていくという説明を受けております。3年には恐らく公債費比率も18%台になるという、その頃が1つの当市のチャンスではないでしょうか。平成23年あるいは24年頃に、やはりこども園を建設していく。そのことによって、これまでかかっていた経費が大きく削減をされる。したがって経常経費比率等、財政指標も好転していくと思われまます。

新たな施設の建設ということになれば、国県との打ち合わせあるいは地元への説明、理解を得る、こういったことにやはり時間をかける必要があるでしょう。したがって3年ないし5年、こういうことの中で大きく統廃合をする必要があると考えますが、教育委員会、市長、財政担当はどのようにお考えかをお尋ねいたします。

給食センターについても、学校の給食室ですがこれも老朽化をしており、改善の必要が言われております。財政の厳しさから放置されておりますが、統廃合を進めることによりこれらの問題が回避されるとともに、財政の健全化に寄与するものと思います。現在のキャップ方式による経費削減は一定の効果は上げてはおりますが、もはや限界に達してきております。これは、当市を含めて行政体質の改善によってこそ、今後の財政再建は成り立つんだというふうに考えますが、給食室の統廃合を含めた建設について、どのようにお考えなのかをお尋ねします。

最後に、上大沢地区の給水施設についてお尋ねいたします。

上大沢地区の水道施設については、どのようないきさつの中で市の水道が給水されるようになったのか、また今後の施設整備の見通しについてはどうなっているのかをお尋ねします。

また、市長にお尋ねしますが、上大沢地区の水道施設が老朽化しており、新たな設備投資

が必要になっています。一方で高齢化が進み、その負担が住民に重くのしかかっています。地域振興の観点からも、また住民のための行政ということから多少の補助を考えていただけないでしょうか。水道は通るようになりました。温かい行政の血が地区の隅々まで行き渡ることをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 最初のご質問であります古紙の処分関係でございますが、以前、伊藤議員の方から逆有償になっているというご指摘がございました。こういう議会でご指摘をいただいたことはやはり重要なご提言ということで、早速担当課を通じて調査、それから可能性について進めさせていただいたわけでありますけれども、現実、その後の結果によりましては、ご存じのように有償売却契約ができたというような形で、12月補正でも歳入それから歳出の見直し、これを上げさせていただいているところであります。

議員の方から業者の選定等の問題等ご指摘がございました。担当課の方から、またその提案に対してどのように対応していくか、あるいはストックヤードの問題、特に前例主義にとられ過ぎているというご指摘につきましては、一方改革ができつつあるのかなという認識はしておるところでございます。

細かいものにつきましては、担当の方からご報告申し上げます。

2点目の敷根プールのところに幼児向けの簡易プール設置ということは、前々から議員の方から「市長、こういうことできないか」というご提案がありまして、いろいろ担当関係の部署と可能性というものをちょっと検討した経過がございます。

まず、いろいろな問題点が出されております。議員の方からは、この関係する建設課、振興公社、また教育委員会の考え方を聞きたいということでもありますから、それはそれなりにまた担当課からご報告があるかというふうに思いますが、私どもが内部でいろいろ検討した結果は、まずどういう対象者が現実にそこで利用されるのかなということが、大きな問題点であるというふうに考えます。それから、どのくらいの年齢の方々が使われるのか。確かに蓮台寺パークの利用率というものは大変高かったわけでありまして、特にその分析をいたしますと、稲生沢保育園の利用が大変多かったという数字も出ておるわけ でありますから、じゃ例えば今度は敷根プールの横に簡易プールを置いた場合に、そういう保育園が果たして利用してくれるのか。立地の問題もあります。そういう中での問題点。簡易プールといってもかなりの規模のものを置かなければならないのかというと、多分三百数十万の大きな投資も必要になってくるのかなという中で、やはり今度はトイレの問題とか更衣室の問題、それ

から水道も引かなければならない、そういう水道の接続の費用、それから維持管理費、管理の問題、当然こういう問題がいろいろ発生をしてくるわけでありますので、簡単にプールを置けばいいという問題ではない、こんな問題点もいろいろ出てきております。

これは、できれば今後、先般子育て支援基金というのをつくらせていただきましたので、こういう中で検討していくことも必要でありますし、また担当する関係部署の課と、例えば提案者の伊藤議員、あるいはそれを望んでいる方々はどのような方々か、このような方々に入っていていただいて必要性、実際の利用率の問題、経費の問題、こういうことを検討させてから方向性を出させていただきたい、こんなふうに考えておるところであります。

それから、3つ目の施設の統廃合というような問題点の中で、平成9年から検討しているのではないかとというような、幼稚園、保育園のまず統廃合の問題がご指摘をされました。確かに私が市長になりましてからも幼保一元化部会、そういう中でいろいろ議論をしてきております。確かに今の幼稚園の定員の問題とか、あるいは保育園の問題、それから施設の問題、いろいろな問題が絡んでおりまして、まず財政再建という中では、この議会の中の多くの議員の皆さん方も、多分こういうところから手をつけていかなければ財政再建ができないよという思いを持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるというふうに思います。

なぜそれが簡単に進まないのかというような問題、確かにこの下田の人口から行けば、今までの幼稚園、保育園の量は異常なほど、私自身も多過ぎるという思いを持っています。どこかで手をつけなければならないという中で、浜崎幼稚園、それから稲生沢幼稚園の統合というような問題ができる形になって、幼稚園は4園になるというような形になるわけであります。ただ、この統廃合がなぜできなかった、その原因は何なのかというようなご質問でございました。これにつきましては、今申し上げましたように、例えば最終的にそれを何園にするのか、あるいは国の動向でもって認定こども園、いわゆる幼保一元化で子供たちを育てていく、こういう施設のあり方を国も大分制度が変わってまいった経過がございます。

最終的に、今の子供の出生率から見て施設は幾つあれば足りなのか、町内の中でももう1つあればいいよと、1つしっかりしたものをつくって、そこで全域から通ってもらうという、極端なあれかもしれませんが、そういう意見も出たことがあります。ですから何園あればいいのかなというところまでは、まだ結論的なものは見出していないわけでありますが、議員がおっしゃるように実質 公債費比率の問題も含めまして、何年度頃からそういう投資ができるような財政状況になるのか、これが大きな問題点であろうかと思えます。

確かに現在 20.5%ということで、県内でワーストスリーという位置づけをされている下田

の財政であります。これが、例えば単年度のピークは 2年度に 22%ぐらいになるかと思えます。24年度には許認可団体の基準の 18%を下回る、これは単年度の計算でございますけれども、3年間の平均ピークということをとらえますと、26年度に 18%を下回るというような財政からの報告を受けておる状況でございますけれども、こういう実質公債費比率の数値というものを見きわめながら、どの辺で投資できるかということが議員のおっしゃる財政の見込みを立てる一つの目安になるわけでありますので、こういう中で、やはり耐震化したあるいは国の補助が得られる施設ということになると、民間というようなことも考えなければならぬときも来るのではなかろうか、こんなことを踏まえながら、私とすればまた計画を新たに考えていきたい。そのためには、今、教育委員会主導でありますけれども、学校再編の整備審議会というものがありますので、こういう中でもまた議論をしていただいて方向性を見出していきたいなと、こんなふうに考えております。

それから、上大沢地区の給水施設の問題につきましては、地元からの要望も受けておるところであります。確かに、市の行政の姿勢とすれば、当然将来に向けては未給水地域がなくなるような水道行政をしていかなければならないという中で、今現在、各事業を進めておるわけであります。しかしながらいろいろな地域の状況等もあります。そういう中で、この上大沢地区の水道問題、また細かい経過とかあれば上下水道課長の方から答弁をさせて、今どういう状況になっているのかということでございますが、下田の水道がつながっている施設がありますが、地元の組合が管理というちょっと特殊な事情であります。しかしながら、地元が困っているということであれば、やはり地域振興の何らかの応援は私自身はしていきたい、こんなふうな形でもう少し詰めて、前向きなお答えを近々出させていただきたい、こんなふうに考えておるところであります。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 幼保の再編についてのことで、伊藤議員のおっしゃられるように、平成9年からずっとなぜできないんだろうかというふうなことで、一応幼保のそういう関連のあれが、私のあれで一冊まとまるほど、これぐらい扱ったから十分やったんだというふうには言えないかと思えますけれども、平成9年度の構造改革委員会、幼保関係委員会というので出発しまして、平成10年度から行財政事務改善委員会の幼保一元化部会というふうな形で13年までやった。それから14年からは幼保一元化推進委員会、現場の先生方もあわせて16年まで来ました。

ただいまは、18年から学校再編整備審議会という形で引き継いできているわけです。長い

だけが能ではないというような形もありますけれども、決していいかげんに審議してきたわけではないというふうに思います。その間、13年度に報告書、それから16年度に計画書という2度の計画書が出されまして、また再編審議会では中間答申として幼稚園の統廃合というのを3度ほど答申を出されたわけです。

なぜ、そういうふうは何回も答申が出て、実際に実行できないのかということについては、私は私なりに感じていることは、やっぱり一つ、幼保一元化と国は進めていながら、あくまでやっぱり縦割り行政の中で幼保園というのがいろいろな縛りの中でできてきた。それで、やはり財政的に、私たちがいる程度こういうことで投資すればできそうだとするとき、なかなかやっぱり市の全体的な財政の中のもの、それからもう一つは、3つ目に、これは大きな問題だと思いますけれども、理屈としてここは小さいからどうだというふうに、大きなところ一つというふうに言いますけれども、実際に通っている子たち、それから保護者、地域の問題として、私たちは議員のご指摘のとおり、浜崎幼稚園と稲生沢幼稚園の統廃合について何回も、教育委員会を中心にして現場で説明会を開きましたけれども、こういう状態だと、子供の少子化している、それから財政的にもそうだと、施設的にはこうだというような説明をそれなりに誠意を持って説明したつもりですけれども、やはり通っている母園というのですか、そういう思いの中での気持ちも、私たち自身も全然わからないわけではないわけですので、そういう3点の中でいろいろ難しいと思います。

ただ、やはりこのままでいいとは思っていません。議員の指摘のとおり、やっぱり長期的な展望の上での思い切った再編というのが必要だろうというような形で、今検討を始めています。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 環境対策課でございます。

最初の古紙の問題につきまして、市長の方から答弁ありました。その補足でございますけれども、議員さんの方から来年度の予算計上をどうだということでございますが、今予算の作業をしているところですが、まず今年度後半のトン当たり1,500円という有償売却という中で、その程度の予算計上をする予定にしております。

また、先ほど620万円という額のお話、東河に比べてということでございますが、この辺の1,500円ということの中で試算しますと、今回は後半の後期の部分でございますので、年間で通しますと260万円、その上大体130万円程度の財源の軽減を確保できることになったの

かなというふうに思っております。

また、今後の来年に向けての契約というか発注というか、そういう方法をどのようにと
うこととございますが、この市場の動向、またいろいろな施設の状況もありますので、そう
いう状況を踏まえながら、市にとってどのようにしていくことが有利になっていくかという
ことを踏まえながら、熟慮しつつ、その発注ということも検討していきたいとこのように思
っております。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 敷根プールに幼児向けの簡易プールを設置することについてで
ございますけれども、現在敷根プールでは、公社で幼児が親と一緒にプールを利用できるよ
うに、夏期が中心なんですけれども幼児向けの簡易型のプール、よく家庭で利用されています
直径2メートルくらいのビニール製のプールなんですけれども、そちらを置きましてできる
だけ利用できるように努力はしております。

そんな中でいろいろ提案がございました、もう少し大きな簡易プールということで、10月
中頃ですか、公社の方と教育委員会と建設課の3者が集まりまして、その可能性につ
いて一
応探ってみました。技術的な面もあるんですけれども、それらのほかにどうしても課題とな
りましたのが、施設を有料にするのだろうか、無料にするのだろうか、簡易施設を有料とい
うことはどうなのかなという部分、あるいは無料にした場合、現在公社の方で一生懸命営業
努力をされている部分がそちらの方に流れてしまうということになると、またそれもどうな
らうということ、なかなかうまい議論にならなかったんですけれども、ただその場の中
に、市長も答弁されていましたが利用を望んでいるの方々が入っていません。ではその方々は
具体的には実際 どういったものを望んでいるのだろうかという意見調整が、僕らの方も把握も
できませんでした、意見調整もできませんでした。そこで議論がとまってしまいまして、そ
の間ちょっとサボってしまったのは申しわけない部分もあるのかもしれないですけれども、
今後、市長も答弁されていたように利用者の方々、どこを窓口にしてよいのか僕らもわから
ない部分がございます、議員さんの方で、もしそういったことで窓口になっていただける
のであれば、そちらを通してその方々とこれから具体的にどうしていけばいいのかというこ
とは、また議論を戻したいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 学校教育課でございます。

ただいま伊藤議員さんの方から、敷根プールに幼児向けの簡易プールというお話をいただきました。

蓮台寺パークの廃止に伴う補償等の一部を、この6月議会で基金として積み立てていただくような手続をしておりました。今現在、1,900万円ほどの基金を私どもの方で預かっております。

今、建設課長、それからその前に市長の方からもお話がありましたけれども、広く市民の皆様の見解の反映された方向が決まりますれば、この基金の活用を運用委員会の方に諮り、正しい方向あるいは有効な方向に充当していきたいとこのように考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 4番の上大沢地区の給水施設についてでございます。

市長の方から大まかなところは答えておりますもので、詳細のところを答えたいと思いません。

市の管理する水道は一応大沢住宅の前まで布設をしてあります。それで地元の業者から、市営住宅の前ですか、市の管理している水道施設を一応小倉橋まで1.4井口を取り出す申請が出されました。これについては、一応管理は申請者が行うというような形になっております。

それから、その後、上大沢水道組合が立ち上がりまして、小倉橋から市道上大沢線の終点ですか、一番上まで約1.5井口のメーターについて組合の方から水道を引きたいという申請が出されまして、それと同時に、当初申請した業者のものについても上大沢地区の水道組合が引き継いだというような形で移管がされまして、今は給水装置の維持管理は組合が行っているというような状況になっております。

それから、一応もう一つ、これから今後うちの方がこのものを維持管理として受け取るような形ができないというようなものが、実はあります。うちの方の中に、下田市市有配水管移設受理要綱というのがありまして、この移設受理要件の中に合致していないという部分がありましたもので、ここの上大沢地区の受水のこの水道については、管理ができないというような形があります。

上下水道管の方でできることは何かというような形になりますと、うちの市長が言いましたように、未普及地域について解消をしていきたいという形で今事業を進めておりますもので、上大沢地区の施設についても、なるべく早く水道課が管理する本管を布設していきたい

というような形で考えています。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 1つ答弁漏れをしてしまいました。

給食センターの統廃合の件ですが、18年度12月に白浜の学校給食の調理場の廃止事案を審議いただき議決をいただいております。現在共同調理場が2つ、それから学校給食室が2つの計4施設で合計2,245食の提供をしております。平成9年に、0 - 157の問題がございました。この問題を境に、従来、生で提供できた野菜等が加熱処理をしなければいけないというふうな状況がありまして、この最初のスタートした9年が、基本的に今最大に供給できる、フル稼働したときの最大値ということで、私も理解しております。これが今トータルしますと、平成9年に2,625食を供給している実績がございます。

今、新しい要因としまして、この20年4月から下田小学校につくし分教室が併設されることになりました。この方に約40食の給食を加算しなければいけないものですから、下田小学校にあります給食室は、現有施設およそ40足して500食が最大値と考えておりますので、それ以外の3つ、浜崎、稲生沢、それから朝日ですね。こちらの施設があるわけですが、下田小学校の500を除いて、この後数年1,700食ぐらいで推移するものと想定しております。

そうしますと浜崎の調理場、それから稲生沢の調理場、この2つでカバーができる状況になるなど、こんなふうに判断しております。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 先ほど財政的な見地につきましては、市長の方から概略的なことはお話があったところでございます。

子育て支援といいますか、いわゆる少子化対策については、こういっては大ききではございますが、伊藤議員の1つのライフワークということで、非常に力を入れておられるというところは十分理解しているところでございます。そういった意味の中で、子育て支援に関する事業については当市の喫緊の課題であるというのには十分理解しておりますし、それについての対応を早急にしなければならないという認識は、十分財政当局としても持っているところでございます。

ただ、先ほど下田市の財政状況等々につきましては、先月21日に、全員協議会の中で、今

後の財政見通しとして並びに平成 20年度の予算編成にかかわる現状についてご説明をさせていただいたところであります。繰り返しになりますが、当市の財政状況につきましては、財源確保の中では景気低迷等による税収の減、これはあくまでも国からの税源移譲の効果、2億円相当の額もございしますが、いずれにしても自主財源の確保は非常に厳しい状況であると。

一方、依存財源である地方交付税、また国庫負担金等の国の三位一体の影響によります削減等々によりまして、いわゆる財源の確保は非常に厳しい、また財政運営も非常に厳しい、ただ一方では先ほどお話しありましたとおり、従来であればそれを補完する意味での起債というものが、実質公債費比率等々の関係で非常に制限が加わってきているという状況の中で、当市の今後の財政運営は厳しいという方向は、示させていただいたとおりでございます。

その中で、いわゆる先日説明させていただいた財政見通しの説明の中でも、今後の投資的経費、議員の理論は確かにおっしゃるとおり、幼保一元化に絡んだ施設の統廃合によって、いわゆる施設が減少することによっての経費的な効果も当然見込めるわけでございます。そういう意味では、幼保一元化に準ずるそういった施設の統廃合も、必要性は十分認識はするところであり、またそれについての効果も期待できるころではあります、市の行政は、伊藤議員のライフワークである少子化だけではないということも一方ではあるわけです。

先ほど申し上げたとおり、いわゆる重大な懸案事項であることは十分認識しつつも、高齢化に対する配慮も我々としてはしなければいけない。また、それぞれ一般の行政サービスの向上につながるような施策も同時にやっていかなければならない。そういう行政事情は非常に多岐にわたって、膨大な状況になっているのが実態でございます。

そういう中で、財政見通しの中でも表明させていただいたとおり、今後下田市の限られた財源の中で有効な行財政運営をするためには、事業の選択もまた一方ではしなければならぬという環境にあるのはご理解いただけるころだと思います。

そういう状況の中で、財政見通しの中でも既に財源の確保が非常に厳しい中では、一方では歳出の削減もしなければいけない。そういった中で事業の選択もしなければならぬ。そういう財政見通しの中で、今後推計として考えられるのは、投資的事業がどのくらいになるのかということであれば、これはあくまでも一般財源ベースでございしますが2億円そこそこしか、申しわけないんですが充当できるような財政状況にはなっていないというのは、先日の財政見通しの説明でも申し上げたとおりでございます。

その2億円そこそこの中であらゆる財政需要にこたえていかなければならない中では、どの事業を重点にするのか、また優先するのかという、我々としては選択をせざるを得ない厳

しい状況にあるということであります。

そういうことで、先日の財政見通しの中でも、当面まず総合計画として俎上に上がっておりますのが文化会館のリニューアル事業や、またいわゆる焼却炉の維持改修事業等々大きな事業が、今後二、三年のうちには想定をされているわけでございます。そういう状況の中で、この二、三年の中では非常に難しい状況が来ているけれども、一方では実質公債費比率というものを視野に入れながら、そういった意味での投資的事業を抑制しているという実態もあるわけでございます。

それで、先ほど伊藤議員の方からお話ございました。また市長からお話をさせていただきましたが、いわゆる制約の一つである実質公債費比率に基づく起債の制限、それが起債を借りられる枠をはめられているといいますが、今後の実質公債費比率の改善に向けて対応していくためには起債を抑制しなければならない。ということの中で、我々の今後の見通しの中では、実質公債費比率のピークが、議員おっしゃるとおり3カ年平均では平成23年が21.7%という状況の中で、その後は下降の推移をたどるだろうと。今後ご協議をいただくわけでございますが、それをより改善を前倒しすることによって、いわゆる公的資金の補償金免除の繰上償還をすればさらに改善が望めるという努力もしているところでございますが、いずれにしましても今の実質公債費比率の見込みであれば、23年度が21.7%で最大ピークを迎え、その後は減っていくだろうと。これはあくまでも、それなりに投資的事業を抑制した中での前提がございまして。そういう中で、議員のおっしゃるところは、平成23年がピークということになれば、その下降線をたどるということであれば、その後の投資的事業の拡大は必要であろうという理論であろうかと思っております。

確かにおっしゃるとおり平成23年のピークを越えまると、我々の今現在のシミュレーションで行けば、平成26年には国の基準である18%を下回る状況になるであろうと想定し、これはあくまでも現在の実施計画に基づいた範囲での話でございます。したがって事業が増えれば、これは実質公債費比率は悪化するわけでございますので、その間はなかなか難しいと。ただ一方では、26年に実質公債費比率が下がる場所で事業が実施できるという計画を立てるのであれば、その前に計画の準備段階としては当然四、五年はかかるであろうから、今からでも事業計画に着手すべきではないかというご持論であろうかというふうに思います。そのとおりだと思います。簡単に言えば、実質公債費比率が現実として数字として出てくるのは公債費を計上されたときでございますので、起債を欠いた年度よりも通常二、三年は据置期間というのがございますから、公債費が実際に反映してくるのはその二、三年後というこ

とですので、当然そういった意味では、事業をもっと早目に計画するというのも一つの考え方としてはあろうかと。

そうは言いつつも、何回も申し上げますが、先ほど言ったとおり、子育て支援も重要でございますが、その他の事業もいろいろ財政事情としてあるわけでありまして、喫緊の課題としては、先ほど議員のお言葉にありましたとおり、各公共的施設の耐震化というものは非常に喫緊の課題として残っているわけでございます。そういったものも照らし合わせながら、全体の事業の中での配分ということでの検討をさせていただきたいと、そのように考えます。
議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） まず、古紙類についてですが、補正予算で45万円ほど歳入の方に計上されており、答弁にありましたようにトン1,500円で有償売却をできたということで、これは大変によかったなというふうに感じています。当局担当のご苦勞に感謝申し上げたいと思います。

しかしながら、質問で申し上げましたように、河津町・東伊豆町ではトン当たり7,875円で隣の町では売却をしているわけでありまして。それが下田市ではトン1,500円と安い売却価格になっておると。ここはもう一段の努力が必要ではないかということでありまして。来年度予算では歳入130万円ですが、これはあくまでトン1,500円の試算であります。隣町と同じようにトン7,875円で試算をすれば、恐らく400万円を超える歳入になるだろうと。300万円の歳入があるかないかという議論であります。

そして子育て支援、幼稚園の統廃合でやっておりましたように、下田市の財政は非常に厳しいものがあります。今、来年300万円の歳入があるのかないのかと、こういう大変重要な問題にかかわるのではないだろうか。そのときにやはり問題になるのは、業者の選定であろうかと思えます。隣町でやっている業者がそのままやるのかやらないのかわかりませんが、少しでも高く売っている業者があるのであれば、そこも検討に加え、相互に競争させていくということが必要なのではないのでしょうか。その業者間の競争により、より高く売ることが可能になり、下田の財政の健全化に寄与するのではないかと思うんですが、その点、古紙の売却については競争入札を導入する、そして目の前に来た業者だけではなく、高く買ってくれる業者の可能性があればそこに声をかけていく、やはりこういう必要があるのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

幼児プールについては、まだ市民の要望、子育てをしている母、女性の声が行政に届き切っていないんだなという感を深めております。自戒を込めて言えば、下田市では子育てを理

解している男は1人もいないのかなというふうにも感じているわけではありますが、ぜひ議員、それから子育て中の母親、女性の声を聞く、そういう場を設けていただけるということでもありますので、来年、年が明けてからでもぜひ教育委員会、振興公社、建設課、そしてやっぱり議員、市民と、こういう中で話し合いの場を持っていただいて前向きに検討していただければ結構かと思えますし、料金等につきましては有料でやるのが適当ではないかと、個人的には考えております。

幼保の統廃合なんですけど、教育長いみじくもおっしゃったように、必要性は理解するよと。しかしながら一方では、地域のやっぱり通園できる範囲内の、地域の子は地域で育てるといような言い方をよくされておりましたけれども、そういう現状があるのは十分に認識しております。しかしながら一方では、少子化の中でそういったことが維持できなくなっているという現実があります。そのことについて、やはり地域の理解を得ていく必要があるわけです。このまま時がたてば、もうできませんという結論でもって、有無を言わず統廃合をやる、こういう形になるのは目に見えているわけでもあります。そうではなく、将来を見越せば、やはり何年後かには統廃合をやらざるを得ないと、こういう中で時間をかけて地元の理解・協力を得ると、こういう姿勢がなければ、せっぱ詰まってやらなければならないからもうどうしようもありませんという、これは稲生沢幼稚園でも浜崎幼稚園でももう出ているわけです。やはり事前に、前もって時間を十分とって事を進めていくんだという姿勢が必要なので、その点についてはやはり早期に見通し、計画を立てなければいかんということになります。

財政的な問題も、教育長おっしゃっていましたが、財政担当者が前向きな答弁をしていたのかしていないのか、ちょっと理解が難しい。最終的には何を言っているのかよくわからなかったという答弁であったかと思えますが、簡略に申し上げれば可能だというふうに私は理解をしたわけではありますが、財政的な問題はしっかり、あとで苦労して何とかしてくれるというのが財政担当者のお考えでありましたから、ここはしっかり教育委員会で建設のあれをやれば、その後は財政当局が知恵を絞るということになります。

財政の担当者が言うておりましたが、子育て支援ばかりが行政ではないと、全くおっしゃるとおりであります。行政は全体を見てやらなければならない。政治は常に全体を見ていく必要があります。

しかし、時に政治は1人のためにやらなければならない場合があるわけでもあります。1人は万人のため、万人は1人のため。行政は子育てについて時にはやらなければならない。そ

して、幼稚園の統廃合で大事な点は、歳出の削減につながる。財政の健全化につながる提案だということであります。長期的にやらなければならないことがある、では何を優先するのか。ここは非常に難しいと思います。それぞれに要望を持っている市民がおり、そしてそれぞれテーマを持っている議員さんがおり、行政の考え方もあるでしょう。しかしながら、今財政の健全化が最大の政治テーマだとおっしゃる市長さんがおり、行政担当が財政が厳しいと、このところをやっぱり最重点にやっておるということで、予算についてもキャップ方式という、いささか無理なといいますが、ぞうきを絞るだけ絞っているような状態にあるかと思いますが、この中で財政健全化に寄与するというこの幼保一元化を優先にしない理由がないわけであります。

さまざまな投資の中には新たな経費が、新たな維持費が必要になるのがあるわけです。経費をかけるけれども、財政の健全化に結びつかない投資もある。そういう意味で言えば、この教育施設は子供の命がかかっている。場合によっては大けがをするかもしれない。こういう子供の命、健康がかかっている施設だという点、そして財政の健全化に寄与するという、この点から言えば、私のテーマであるとか何とかというのは別にして、優先課題にあるのではないか。まさにこの点で、ぜひ積極的にやっていただきたいということで、再度答弁を求めます。

上大沢地区については、なるべく早く原課の方も水道課の所管となるべく施設をするというようなご答弁でありましたので、ぜひ今回、この議会でも水道料の値上げが提案されておりますが、そういうことを踏まえて一日も早く未給水地域、実際、上大沢のところは水道は来ているのでありますが、すべて自己負担という過酷な状況の中でありますので、早目の給配水施設の布設をお願いいたします。

また、市長におかれましては、地域振興といった観点からこれを検討してみたいという温かいお言葉をいただきましたので、ぜひこのことが実現されるようお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 幼稚園と保育園の統廃合というような形の中で、浜崎と稲生沢で非常に父兄の思いというもの、そのものだけでなくもっと大きな展望でというのは、全く議員の指摘するとおりだというふうに思います。ただその中で、一番いろいろな形があった中で、やはり早急だったとか、もう少し説明を十分にというようなこともありましたので、いわゆる規模の小さな幼稚園もたくさんありますものですから、早目にある程度の長期的な展望でこういうふうになるよというような形は、事前に十分説明した上で進めていきたいとい

うふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 議員さんの提案等、再度ありましたことですが、先ほど有利な方法がどういうことで考えていけるかということをお話ししたところでございます。お話しのとおり業者を加えるとか、発注の方法をどうするのかとか、そういうことも考えながら、ましてその状況も考慮して検討していきたいと、このように思っていますのでよろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 財政的な問題でいろいろご質問いただきまして、私は明確に言ったつもりでございますが、そういった意味では、先ほど言ったように財政見通し上の観点から言いますと、今後の数年は投資的経費については約2億円ぐらいの抑制をしていかなければ、各種財政再建指標に合致しない環境になるということで、財政状況は厳しい前提にあるということで、議員のおっしゃるとおり、何をもって今後の投資的事業を初めとして予算配分の中で優先順位を決定していくかというところは、大きな論点になるところでございます。

今、特に議員がおっしゃる幼保一元化に関連した幼稚園、保育園等の統廃合施設によっての集約的な施設を新たにつくるというご提案でございます。確かに、理論的には複数ある現状の施設を統一化することによってのいわゆる経費の削減という意味においては、そういう効果も一方ではあろうかと思えます。

また一方では、施設を新しくすることによっての現状の地震に対する不安等々の施設の老朽化に対応することも同時にできると。そういった意味では財政再建にもつながり、この事業の優先性というのは高いのではないかという理論であらうかと思えます。そういった効果も当然期待できるわけでありませう。

そういった意味で、先ほど来申し上げているとおり、議員ご提案の今後の財政指標が改善すると思われる平成23年度以降、改善すると同時にすぐに着工できるような事前準備が必要ではないかということであらうかと思えます。

それについては、我々も当然そういう認識は持っております。一方、既にもうスタートしているところは、老朽化がかなり著しく進んでおります市営住宅の建てかえも、事業計画として一つの動きを今しているところでございますので、場合によっては平成23年度以降、今後実質公債費比率が改善するという状況の中で、どれだけの事業が実施計画に見込めるのか

というのは、また今後の財政状況の推移を見なければなりません。

いずれにしましても、今現在、教育委員会の方で幼稚園、保育園の統廃合の問題については、再編委員会等で論議がされているようでございます。その方向性が出た上でないと、予算の裏づけのある実施計画上の計上ができないわけでございますので、その辺の結論を待った上で、今後総合計画の見直し等もありますので、そういった中での予算の財源の手当てについての検討を重ねていきたいと、そのように考えております。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 古紙類については、業者の選定を含めて検討していきたいということなので、大変結構だと思います。やはり1円でも高く売却できるのであれば、そういう方向で行ってほしいと思います。

それから、幼保の新しい施設の建設につきましては財政当局者もご理解をいただきました。あとは教育委員会がしっかりとした計画を立て、実現に向けていくと。これまでも2回ほど報告書なり答弁出ております。今度が3度目の正直であります。ぜひ再編整備審議委員会では、実現できる計画を立てて、来るべき将来に向かってやっていただきたいというふうに考えて、質問を終わります。

議長（増田 清君） これをもって、3番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、質問順位2番、1、市長の政治姿勢について。

以上1件について、2番 藤井六一君。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） 議長に通告いたしましたとおり、順次質問をさせていただきます。

私の質問は、大項目は市長の政治姿勢についてであります。

まず、小項目の1つ目として、次期市長選について市長にお尋ねいたします。市長の任期も残すところあと半年ほどになり、市民の間でもそろそろ選挙戦についての話題が出始めております。「財政がこの厳しいときに、火中の栗を拾うような物好きな人はいない」「現職の続投でいいんじゃないのか」「いや、そろそろほかの人にかわってもらった方がいいでは

ないか」、市民の間でも次の市長選にどんな候補者が出てくるのか、どんな候補者に出てもらいたいのか、ここへ来て候補者への関心が高くなってきております。

そこで市長に率直にお伺いいたします。来年7月、3期目に挑戦するお考えがおりかどうか、胸の内をお聞かせ願いたいと思います。

次に、小項目の2つ目、市町の合併についてお尋ねをいたします。静岡県が示した1市5町の枠組みから西伊豆町と東伊豆町が外れ、1市3町が残されました。市長は残る1市3町の首長で今後どうするかを話し合い、ご自身は合併の方向で努力していくお考えのようですが、合併ができるならば1市3町でもいいとするのか。さらにこれより離脱する町が出てきて、最悪1市1町になっても合併したいというのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

市町の合併は大変大きな事業であります。市民のご理解と後押しがなければ、なし遂げられるものではないと考えております。とりわけ市民の代表である市議会の理解が必要になるかと思いますが、市長は、この合併を進めるに当たって市議会に何を望んでおられるのか、市議会にどんな役割を果たしてほしいと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

合併は、市民が安心して生活できる、そんな住みよいまちをつくるための一つの手段であります。財政力の弱いところとは合併したくないとか、国や県の合併支援がなければ合併する必要がないとか、本来の合併の趣旨とかけ離れた議論があるようですが、市長はこの合併に何を求めておられるのか、お尋ねしたいと思います。

私は、合併の対象になる市町は、財政的にも体力のある状態で合併するのが望ましいと考えております。互いに相手の立場をよく理解し合い、我田引水でなく、合併した後もそれぞれの地域で住民サービスが低下しないよう、共存共栄の精神で臨む必要があるかと考えます。対象になっている市町は、それぞれと特徴を生かしたまちづくりのビジョンを打ち立て、それを持ち寄りまして合併の作業の中で一体化していく。市や町の境界はこの下田賀茂地区の場合、山で仕切られております。無理に中央集中型にするのではなく、それぞれの地域が特徴を持った市町を建設していくことだと考えます。

役所にしましても、本庁でないところは単なる出張所でなく、その地域に必要な窓口業務はすべて残し、さらに出張所に幾つかの課を配置する。例えば、本庁に総務、財政、議会。A出張所には観光、教育。B出張所には商工、産業というように各課を分散配置する。そうすることで地域に役所を中心にした核を残す。こうしたことによって、住民福祉の向上と住民サービスの低下を防ぐことができるのではないかと思います。各地域がそれぞれ特徴を

生かしたまちづくりをすることで、この厳しい時代の生き残りをかける、そんな地域づくり、まちづくりにこの合併を利用していくのも一つの考えではないかと思われませんが、市長はどのようにお考えでしょうか。

財政事情が厳しいからと言って互いに相手の懐をあてにしたり、合併するなら応援してやるよという国や県の目先の支援欲しさに、この合併という大事業に取り組むとしたら、これからの子供や孫の世代に大変な悔いを残すことになるろうかと思えます。下田市として、どんな姿勢で、どんな態度でこの合併に臨み、進めようとしておられるのか、市長のお考えをお聞かせください。

次に、小項目の3つ目、白浜大浜海水浴場の管理運営についてお尋ねいたします。この問題は、昨年5月、白浜観光協会が、それまで7年間続けてきた白浜大浜海水浴場の管理業務を市に返上したことに始まり、その後、原田区が区民の臨時総会まで開いてこの業務を引き継いだことで、一応の形はついております。しかし、今行われております管理業務は全体の中のごく一部であります。もしもこの管理の仕方でもいいとするならば、下田市海水浴場に関する条例、この条例はなくても下田市夏期海岸対策協議会会則があれば、それだけで十分ではないかと思われそうですが、この点、市長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

海水浴場の管理は、海岸の清掃、海水浴客の安全対策はもとより、海水浴客のもてなし、海水浴場から得られる経済効果の地域への還元、不法業者の締め出し、こうした総合的な管理が要求されていると思えます。今年の夏期対の反省会で、原田区が管理してくれてよかった、このまま来年も続けていきたいというような声があったようですが、私は、海水浴場は市が総合的な管理をすべきだと考えております。一夏数十万人と言われる海水浴客がもたらす経済効果を地域に還元させるべきだと考えております。これだけの観光客に対し、何の施策もなく、ただ指をくわえて見ているだけというのは明らかに行政の怠慢であり、市民に対する背信行為だと思います。海岸の清掃や海水浴客の安全確保などの基本的な管理業務は地元行政区の方々のご協力ですべてできますが、それ以外の部分、それ以外の管理は行政でなければなりません。市は、行政がやらなければならないこの大切な部分を放棄し、管理は地元の行政区が担当するのが望ましいと、丸投げをしてきたのであります。これでは、この問題の解決はいつになってもできません。

そこで1つの案として提案したいのですが、市が砂浜の適当な位置に収益を目的とした仮設の店舗をつくり、それを賃貸したらどうかという考えであります。店舗といっても骨組み

だけの簡単なもので、利用者に必要な内装をしていただきます。賃貸することで仮設の経費も捻出できますし、夏期対の委託費も捻出することも可能になるかと思います。

店舗は複数に仕切って、地元の行政区だけに限らず、市内の公共団体にも出店を呼びかけていったらいいと思います。それによって海水浴客の利便性、ニーズにこたえることができるばかりか、夏の間市民の就労の場も確保でき、経済効果の地域への還元にも役立つ、あわせて不法業者の進出をも抑制することができるのではないかと思います。市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、小項目の4つ目、中心市街地の活性化についてお伺いいたします。

市街地の地盤沈下、空洞化、これは大変目に余るものがあります。全国的な経済の流れの中で起きている現象ではありますが、だからといって対策もなく、黙って見過ごしていいものでしょうか。私は、行政の怠慢だと言われても仕方がないと思っております。

それでは、現状の中で一体何ができるのか、何をしなければならないのか、そうしたことを考え、実行に移していくのが我々政治に携わる者の責務であろうかと思います。今、何をなすべきかを考えたとき、とりあえず思い浮かぶのは、私は、来年4月に新設高校に統合され廃校になる県立下田南高校の跡地を確保することだと考えます。この土地の利活用の仕方については、共立湊病院の移転先とか、伊豆縦貫道の建設で移転を余儀なくされる方々の代替地、そうしたものにしたらいいのではないかと、いろいろ言われてはおります。

私は、下田市が今後生き残っていくためにこの土地を何よりも優先して市内経済を活性化させる、その施策のために利活用すべきだと考えております。利活用について、例えば大型のモータープールをつくり、観光バスを誘致し、市内に観光客の流れをつくるのも一つの考え方だと思います。市内の観光施設や名勝史跡などが恩恵を受けることはもとより、駐車場のないあじさい祭りの問題も解決できると思います。そうしたことのためには、まずどんな方法であろうとも、下田市がこの跡地を確保することが先決だと思います。この跡地の確保について、市長はどのようなお考えを持っておられるのか、中心市街地の活性化のためにかけがえのない土地であるという認識でおられるとしたら、市長自ら先頭に立って、市議会や市内の各種団体などの協力を得て県当局に強く働きかけていく、そういうお考えがあるかどうかお伺いいたします。

また、市街地の活性化のために欠かすことのできないのが、下田ドック跡地の開発であります。この跡地は、ニチメンの子会社、下田マリントウン開発が武が浜地区再開発地区計画を立て、市の都市計画審議会の答申、県知事の同意を得て、下田市が都市計画決定をしたと

ころであります。土地所有者といえども好き勝手に開発計画を変更できない土地であります。この土地の所有権は、下田マリタウン開発の手を離れた後、シンプレックスという不動産開発をしている会社に移り、現在はアメリカのシティバンク系列の会社に移ってしまったということであります。そしてこの土地は、今、武が浜地区再開発地区計画という都市計画決定のラベルをつけたまま移動しているわけであります。

下田市がこの地区計画によって、下田ドック跡地、まどが浜海遊公園、ベイステージ、この3つのゾーンがそれぞれ相乗効果を出し合うことによって、中心市街地の活性化の起爆剤になるという大きな期待を寄せておりました。そのために、下田市は厳しい予算の中で周辺のインフラ整備を進めてきたという経過があります。今はその期待も裏切られ、土地が投機の対象にされているとしたら、非常にゆゆしきことだと思います。法的に凍結できるものならば凍結したいところですが、それもできないというものであるならば、不動産物件として一人歩きをしないよう、その動きをとめる何か手だてがあるのかどうか。それとも、このまま成り行きに任せておくしかないとお考えなのか、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

これで私の主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 最初に、来年の次期市長選にということで、藤井議員の方から3期目の挑戦があるのかというご質問がございました。たしか4年前のこの12月の議会でもそのようなお話があって、当時はまさに、前回の合併特例法の中の合併議論が大変盛んなときでありました。まさに時を同じくして、今回も合併の問題が今大変大きな課題となっております。

私自身は、この大きな合併という課題を抱えている中で、将来に向かって禍根を残さないように精いっぱい努力して頑張ることが、今の私の使命というふうに考えております。気持ちを新たに取り組む決意を持っているところであります。任期はまだ来年の7月までということで、半年以上残している中で、この3期目の件につきましては、自分の気持ちとすれば前向きに考えていきたいというところで、ご容赦願いたいというふうに思います。

2つ目に、市町の合併ということでご質問が出されました。幾つか細かく内容について問われているわけではありますが、まず1点目は、西伊豆・東伊豆町が離脱した中で、今現在、この6つの市町の中で合併は必要であると言い続けてきた4つの地区が残っておりまして、私自身は去る11月19日の会議で、この合併構想が崩れた中で、早く1市3町の首長で協議の場を持ちたいと、このような提案をさせていただきました。合併というものは、

やはり地域の長期的な視点に立って論じるべきである、このような思いを持っております。また、将来住民サービスの低下を招かないように、あるいはいろいろな住民のニーズが出てくる中で、それにこたえられるような行政基盤をつくっていかねばならない、こういう思いであります。今現在は、この1市3町で早く協議の場を持って、ぜひこの1市3町の合併に向かって、この合併新法期限内の合併を成功させたい、こういう思いで取り組んでいきたいというふうに思います。

この1市3町が合併することによりまして、5万 2,000の行政基盤がしっかりできる新しい市ができるわけでありまして。ぜひこのような形が、将来のまた賀茂地区と一緒に進むというステップにしたい、こんな形で頑張っていきたいというふうに思います。

議員の方からご質問がありました、1市1町でもいいのかとこういうような仮定の話はまだ全くないわけでありまして、あくまで現時点では1市3町の合併を成功させたい、こういう思いであります。

それから、合併という事業を進めていくには議会の支援そして協力がなければ困難である、議会に支援を求めていく考えかというのは、これはもう当然のことでありまして、今までの合併の運動に対しましては、常に私自身も、この下田市議会の後押しをいただいております。ですから、当然これから進めていく中であっても、やはり議会の皆さん方には逐次流れを報告し、あるいはご相談を申し上げながら、議会と当局が、合併がこの地域にとって必要だということを共通の認識として、まさに今まで言われておりました当局と議会が両輪となってこの合併を進めていこう、こういうような形で、ぜひ一枚岩になって進めていきたい、このようなお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、ぜひ議会と当局で今後またいろいろな動きが出てくると思いますが、できる限り情報交換、例えば議員さんも議員さん同士のおつき合いがあろうかと思っております。そういう中での情報交換を我々とぜひやらせていただきたい。

それからもう一つは、この合併の問題というのは、なかなか市民の皆さん方にはメリットがどこまで理解をされるのかという問題も、やはり住民合意ということであれば、住民代表である議員の皆様方には、常に市民の皆様方にその問題点、メリット、そういうことをしっかり、情報を議員の皆さん方からお伝えできるような機会をつくっていただければというふうに考えておるところであります。

合併に対して何を求めているのかというご質問でございます。これはもう、今までの中で

再三申し上げておりますように、やはり地方分権の中で、今後の小さな行政体の生き残りということを考えたら、各行政体は今行財政改革をしっかりと進めておるわけでありますが、この合併もその最も役に立つ行財政改革の一環でもあるというような認識もありますし、先ほど申し上げましたように、住民サービスにこたえられるような基盤をつくるということで、この合併をぜひ進めていきたい、こういう考え方であります。

議員が、地域に核を残すことが大事というようなお話でございました。これは当然、法定協議会が立ち上げられれば当局が、それからまた議会の代表あるいは住民の代表、そういう方が出られる中で、しっかりお話をしながら、地域の皆さん方が満足するような新しい行政体をつくり上げるということが必要でありますので、そういうお話し合いの場ができる中で議論を進めていくべきだろうというふうに思います。

下田市は、どんな態度でこの合併に参加していくのかということがご質問にありまして、当然4つであれば4つの地域性、あるいは4つの地域の考え方、いろいろ複雑な問題もあるかと思えます。これはやはり共存共栄の精神で臨むことが必要であります。やはり相手の立場に立って、譲るところは譲る、思いやりの態度でしっかり臨んでいく、これは議員の考え方と私も同じであります。やはり1市町に利益が偏らないような公正・公平、いわゆる中庸の精神で臨みたい、こんなふうに感じております。具体的ないろいろな協議内容は、先ほど申し上げましたように法定協ができ上がれば、この中でしっかり理解が得られるようなお話し合いをさせていただきたい、こんなふうと考えております。

白浜大浜の海水浴場管理の問題であります。

まず1点目は、現在原田区に委託しております管理業務の部分でありますけれども、これは全体の中の一部ではないかと、こういうことであれば、条例はなくても夏期対規則だけで十分というようなお話でありましたが、やはり条例というものがあるから、今の状況下が守られているということは事実であります。

この夏期対の規則につきましては、組織の問題とかある程度大まかな事業内容についての規定をしているわけありますから、一定の抑止力ということを考えればやはり条例というものは大事である。しかしながら、条例の中でいろいろな、今までの議論の中で不備な問題があるのではなからうか、こういうことにつきましては、内容につきましてはの議論というものをしっかりしていかなければならないのかなというふうに考えております。

それから、総合的な管理というようなお話がありました。それから、市の方で砂浜の適当な位置に仮設の建物をつくって、複数の公共的団体に賃貸する方法というようなご質問があ

りました。今年夏期対を受けていただいた原田区との反省会の問題、それから今議員からご質問がありました問題につきましては、担当課の方から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

4つ目の市街地の活性化の中で、まず1点目、南高の跡地の問題がございました。これはまさに市民の皆様方も、常日頃から来年の高校統合について、あそこの跡がどうなるのかなという関心が大変高いところであろうかというふうに思います。今、議員の方からは、やはり早く市の方で、跡地の問題について県当局に強く申し入れをすべきだというお話でございましたが、ご存じのように合併という問題も絡んでおります。その中では、共立湊病院の問題がありまして、この検討委員会の中では、病院の移転というような議論も項目の中に入っております。その中に1つの移転跡地、候補地という中でもこの南高のところが示されている部分があります。こういうことを踏まえ、それからおっしゃるように、市の方でも伊豆縦貫道の関係の代替地とか、あるいは都市計画のマスタープランの考え方、昨年度は職員研修の中で、この南高跡地の利用計画というのが職員の勉強会として開催をされました。この中でも幾つか市の職員の考え方というのが出てきました。こういうこともまとめてあります。実際に資産価値がどのくらいあるのか、あるいは実勢価値がどのくらいあるのか、こういう問題も勉強をさせていただいているところであります。

また、過去には下田青年会議所のランドデザイン計画の中で、この南高跡地の利用計画というのがしっかりしたものがつくられております。

いろいろ、こういうふうに、市民の間でも大変大きな関心を持っている場所ではありますが、何せ、まずは下田市の土地ではありません。県有地ということでございます。当然、学校が統合されますと、今あるところは壊される予定であります。更地になるというような計画を聞いております。そうなった場合に、普通ですと通常こういうことがあった場合は、下田市に優先的に払い下げというか売却の意思が確認をされます。いわゆる市が買い取る考え方があるかというようなことになろうかというふうに思います。こういうことが予想される中で、まだまだ、先ほど申し上げましたように、合併議論の中でも1つの項目としての病院跡地の利用というようなことも考えられている土地でありますので、下田市だけが今単独でここをどうするかというのは、運動展開はまだできる段階ではなかろうかというふうに思います。

しかしながら、今、商工会議所の中に南高跡地の検討委員会というのができたというふうに聞いております。どのように利用していくか、これは下田市は下田市で、またどんどんこういう考え方をつくっていくのは大事であろうかというふうに思います、もし病院の問題が

白紙になれば、その跡地というのは、やはり下田市としてはどのように強力にお願いをするかという問題も出てくるということで、検討は進めていくのは必要かと思いますが、今の段階で下田市として、県の方にここを下田市に使わせてくれというのは、まだ時期尚早であるというふうに、私自身は考えておるところであります。

もう一点、ニチメンが整備した下田ドック跡地の問題でございます。議員も大体、今シンプレックスからどのようなところに流れているかということのご指摘がありましたけれども、市の方には、まだ正式にどこの所有になったかというようなこと等の連絡は入っていない状況であります。

しかしながら、大変下田にとっては、最後の宝というのはおかしいんですけども、あそここの開発というものが今後の海を使った下田の活性化につながってくる、大変大きな意味を持った場所であるという認識をしておりますので、この辺の開発につきましては、やはり早く情報が欲しいですし、しかるべきところにしっかりしたものをつくっていただくような形の応援体制はとりたいという中であります。

議員の方から、前の段階で市の方も、大変財政厳しい中でインフラ整備をしているのではないかというような形で、ただ投機目標に使われているようなところであれば凍結、あるいはそのほかの手法でもっとプレッシャーをかけるべきだというような形のお話がありました。

ご存じのように当時のニチメン、下田マリンタウン開発からは、この辺のインフラ整備のために下田市の方に2億6,600万というお金をいただいて、臨港2号線、3号線の整備等はそういうお金を使ってやらせていただいているわけであります。ですから、現状開発されないから凍結というような、法的手段で凍結というのは、かなり難しい問題であろうかと思えます。

また、我々とすれば後退的な考え方でなくて、早くあそこをいい計画で、活性化に結びつくようなものに対しての市の方の考え方をつなげていくというのが、やっぱり前向きな考え方ではなかろうか。そういうペナルティー的なことではなくて、早くいい計画を立ち上げて、あそこの有効利用を推進していただく、それに対して行政側としても協力できるところは協力していく、こういう姿勢で臨んでいきたい、こんなふうな考え方でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 海水浴場の関係でございますけれども、総合的な管理が必要ではないかということで、これはご指摘のとおりそう思っております。

それで、総合的に夏期対は本部と支部というふうに分かれております。一応の分担はして

おりまして、議員のお考えの幾つかのブースのようなものを浜の中に、市の方でつくってはどうかというようなご意見でございますけれども、この辺は私は、ここは支部の方の分担ではないかというふうに考えております。それに、市の方でそれをつくるということではなくて、支部でやっていただきたいというふうに考えておりまして、今年をご存じのとおり、6月10日の決定で支部の受け皿が変わったわけございまして、なかなかここまで行かなかったんですけれども、反省会等でも、来年から少しでも浜の中に出て、そういう事業をしていきたいというふうな意見も出ておりますので、その辺を伸ばしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、午後1時まで休憩したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それでは、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 1分休憩

午後 1時 0分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、2番 藤井六一君の一般質問を続けます。

2番。

2番（藤井六一君） 質問時間が15分と限られておりますので、一問一答に近い形でやらせていただきたいと思っております。

まず市長に伺います。立候補のことについて前向きにというお言葉でしたので、前向きにということは、やるというように理解してよろしいでしょうか。まず、その1点を伺います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 私の気持ちを述べたわけでありまして、前向きというのは、ご理解いただけないというふうに思いますが、やるとかやらないとかではなくて、出馬に向けては前向きに考えていきたいという答弁でございます。

2番（藤井六一君） やらないということではなさそうなので、やるという方向でいらっし

やるというように解釈したいと思います。それでよろしいですね。

というのは、20年度の予算の編成方針を出しておられますよね。6月で終わる市長が次の年度の編成方針を出すということは、暫定予算ということならわかるんですけども、次年度の編成方針を出されているということはやはりやられると、そのように判断できると思うんですけども。

それはそれとして、しつこいようですけども、今市町の合併で1市3町の首長さんの中でこれから協議をしていい方向に向かっていきたいと、そのようにおっしゃっているわけなんですけれども、やはりやるかやらないか、次の市長選挙に出るか出ないか、わからない状態でそういう会議に参加していくということは、ある程度失礼な話ではないのかなと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

市長（石井直樹君） ですから、今の段階では、出馬に向けての気持ちは前向きにありますという立場で臨んでいきたいという、そういうふうに理解してください。お願いいたします。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 出馬に向けて前向きにということで、市長のお気持ちがわかりました。その点については結構です。

次に、市町の合併について若干補足して伺いたいと思います。どんな新しい市をつくっていくかということが、この合併問題では一番重要なことかと思えます。そのことについては、合併協ができたなら合併協でというふうなことなんです、この合併協の委員の人選、これはいろいろ自治法や何やらである程度の線は出ておりますけれども、この合併協の人選については特に考えておられることがあるでしょうか。

市長（石井直樹君） 過去の法定協の考え方がありました。ただ、組み合わせによりまして、例えばこの法定協の人選をどのようにやるかというのは、やはり合併に向けて法定協を立ち上げようという段階で、その中で過去の反省も踏まえて、このような各界から出ていただく、そういうような話し合いがされるべきものだというふうに考えております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 私、一般質問の中で、各課を出張所に分散させたらどうかという、ある意味では突拍子もないことを言いました。これは、この新しい市を建設していく上には、そのくらいのことを考えることが必要ではないのかなということから、あえてああいう言葉を入れさせていただいたわけでありませう。

何かこう法定協の人選というか、中を見ますと、こういうまちづくりの機微な部分にまで

ふれて果たしてやっていけるのかなと、ちょっと疑問を感じる点があるんです。大変な作業だと思うんですね、新市の建設計画というのは、いろいろな本とありますが、データを見ましても、いろいろな形の計画書が出ております。もちろん市の規模によって違いますけれども、でも一つのマニュアルもありますよね。

どうもよそ様のことで失礼なんですけれども、西伊豆町の合併の場合にも、非常にマニュアルに近いような形のものができております。やはり地域に合った新市の建設計画というのが必要かと思えます。そういうことのために、突拍子もない提案みたいなことを言わせていただいたんですけれども、今、市長のお考えの中で、これから法定協の人選をされていくわけですから、わからない部分もあるかと思えますけれども、そういう細かな、またある意味で非常に専門的な、そうしたもので突っ込んでいけるような人選をする考えがあるのかどうか、その辺1点伺わせてください。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 人選の問題というよりか、その法定協の中で詰めなければならない項目がどれだけ出てくるかということだと思うんですよ。今までの合併特例法の中での法定協の中でも、もう1,000を超える項目があったわけでありまして、でも、それは一応この地区の経験の中である程度すり合わせしてきた前の事例もありますので、今回詰める項目というのは、多分かなり狭められてくる部分も若干あるのかなとは想定をされます。

それから、藤井議員が言っているような各支所的な立場の組織のつくり方、これは、今回の合併新法の中では地域自治組織のあり方がしっかりうたわれております。前回の特例法の中の地域自治組織とちょっと違うんですが、内容につきましては今、県の方でこの審議をしている部分がまだ結審が出ていないと思うんですが、こういうような地域自治組織のあり方もこの法定協の中で話し合いがされて、そういう組織のつくり方とかいろいろな問題につきましては、ご審議をしていただくような形になるかと思えますが、ですから、やはりこういうことを詰めるには大変時間が必要だという問題もあったんです。ですから、昨年度から任意協的なものをつくっていけば、そういう工程が楽にできるという提案をさせていただいたんですが、これができなかつた中ですぐ法定協に入っていかなければならない。こういう中で、例えば回数を増やすとか、ある程度考え方を練って持っていき、そういうようないろいろな手法で、今後の協議の中で話し合いが行われるのではなかろうか、こんなふうに推定をさせていただいております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 法定協の仕事というのは、大半が事務的なことのすり合わせに費やされるのではないかと思います。私が一番心配というか気にかかるのは、やはり新市の建設計画というのが、この法定協の中の時間の大半をここに費やすべきではないのかな、そのくらいに考えております。これがすり合わせる項目が50だとか1,000だとかと言いますけれども、これは事務的なすり合わせですよ。ですから、すり合わせ事項がたくさんあってどうのということではなくて、私が聞きたいのは新しい地域をつくっていく、新しい町をつくっていく、そのためにどれだけの議論ができるのかなということが、一番気にかかっているわけがあります。

今、市長おっしゃった地域自治組織、それだとか特別行政区とか、合併についてはいろいろあるかと思えます。それは合併した後の組織のことでしょう。合併する前にこういう地域自治組織をつくってということではないのではないですか。合併した後にこういうことを、3年とか5年の期間を設けてやってもいいと。補助的なというか、そういう組織であるはずなんです。

ですから、合併した後でなくて合併する前に、こういう必要があって、こういうまちづくりをする必要があってこの合併をするんだというものが、一番重要な部分が欠落しているのではないのかな、欠けているのではないのかな、今、そういう意味合いの質問をしたわけなんです。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 前回の合併特例の中では特例債という制度がありました。ですから、新しい町をつくるために、例えば特例債がこのくらい認められますよ というものを使って、いろいろなものをつくりながら新しい町をつくっていくという議論をされる形があったんです。でも、今回は特例債はありません。ですから新市のデザインというのは、特にこういう施設をつくってこういうふうにやろうとかかという議論はなかなか難しいというふうに思います。ですから、その辺の違いというのが今回あるわけですから、4つでやろうという中で下田市の市長がこういう町をつくるよという提案は、今私の中ではできません。

今回の合併新法の中で、やはり一番我々が目指していこうというのは、もちろん国県の支援があるわけでありましてけれども、そういう中で、この4つの地域が、例えば県に対してどういう大きな施策を求めていくかということ合意する、これがやっぱり一つの新市のデザインづくりというふうになっていくのではなからうかというふうに思います。それぞれの地域が、例えば先ほど言ったように南高の跡地を使いたいとかというような問題点もあるでし

ようし、例えば南にすればいろいろな石廊崎の問題とか病院の問題とかあるでしょうし、こういうようなことを、この中で4つの地域が新しい市になっていく中で、どうしてもこれだけはこの地域の問題点として 県の支援をお願いしたいというような合意をできるような法定協にしていって、それをしっかりと要望していくような話し合い、これが大事な要素になってくるのではなかろうか、こんなふうに考えます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 新市のデザインは非常に難しいということで、市長としては提案ができないということで、この議論をこれからやったって一日かけても終わらないと思います。

私は、今市長がおっしゃった発想、この時点でもうずれています。県にお願いするための新市計画ではないと思うんです。それは結果なん です。新市の建設計画ができて、この部分は何としても県にお願いしたいんだというものだと思うんです。だから、ちょっとその辺がスタート点でずれていますので、この議論も今ここでやったってわずかな時間で制限がありますから、これはまた別の機会にしたいと思います。

それから、白浜大浜海水浴場の問題なんですが、課長に伺います。

総合管理というのは必要だというお考えでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 必要だと思います。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 今、総合管理がされていると思いますか。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） ご指摘の総合管理がされているかということになりますと、特に白浜大浜の部分は欠けているというふうに思っております。それは、お客様のサービスという特にその部分が、浜の中に何も無いというところは欠けているというふうに思っております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 観光立市ということで下田市の行政は進んでおられると思うんですけれども、そういう中で、今欠けているという認識をお認めになったわけで、今後それをどう しようと思えますか。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 今後、先ほどから出ておりますけれども、全体では9カ所、

今年の例で行きますと、海水浴場を開設しております、そのうち曲がりなりにも、大なり小なりありますけれども、7カ所はお客様のサービスの部分があります。やっていないところは、全然ないところというのは、浜の中に、海水浴場の中にないのは、田牛海水浴場と白浜大浜、原田の海水浴場にはありません。ただ、鍋田のように民間にやっていただいているところもありますけれども、ほとんどのところが支部でそういう仮設を建てて、サービスしているわけですが、これから一番は、田牛は別としましても、白浜大浜にないのはやっぱりおかしいと確かに思いますので、先ほども申し上げました、今年はちょっと急でしたので、浜の中にそのサービスの部分をつくっていききたいと。反省会でもそれをやっていききたいという前向きな話もありましたので、それを踏まえてどんなふうやってるか、考えていききたいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 白浜大浜では、何年か前まで、確かに浜地の中に売店だとか休憩所とかそういう施設がありました。それが何年か前からなくなりました。なくなった理由について、どのようにお考えでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 私も直接やっていないときの話で、聞いた話でございますが、いろいろ書類を見たりした話でございますけれども、最終的に赤字になって閉鎖したというふう聞いております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 今後、総合的な管理をしていくのに、この夏期対の支部にこうしたことをまたやっていただきたいと、また夏期対の支部がやるべきだというような、課長、先ほどそういう答弁されておりましたけれども、赤字になった、今よりいろいろな面で、経済的な面、いろいろな面で過去の方が条件はよかったです。でも赤字になったということで取りやめになった、中止になった。それを今後、どのような形で地元の行政区というか夏期対の支部にやっていただくのか、どのようにやっていただくというか、お考えがございませうか。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） これは話し合っただけなら決めるべきではないことですが、私の考えということでよければお話しさせてもらいますけれども、やっぱり収入の安定、赤字にならないためには、その辺を考えなければならないと思っています。ですから、今は原

田区は国道より山側の方でいろいろなレンタルをやっておりますけれども、あれはせめて砂浜の浜地の方に出していただきたいと。あれは赤字にはならないと思っています。貸しつける作業ですので、その人件費が余り大きいと、やっぱり赤字になるとは思いますけれども、レンタルの部分は赤字にはならないと思っていますので、まずは出していただきたいということで、安定した収入、それがないと赤字になってまた じめになるというようなことの繰り返しになりますので、駐車場の方もありますので、安定収入をまず確保して、それで飲食とか売店とかシャワーとかというふうに入っていきたいと考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 安定した収入を得るということが、地元の行政区の方々をお願いして安定した収入を得ていただく。それができないからやめたんですよね。と同時にあの広い砂浜の中に、地元の行政区の方々がお出しになっていた収益を上げる店舗といいですか、これは1カ所だったですよね、過去は。そのほかの店舗があったことはありますが、行政区としては1カ所でした。最後までそれが残ったわけですね。

その1カ所の店舗を経営していくのに、何十人という人手も必要になってくる。そしてそれを維持管理していくのに大変な労力がかかる。そうしたことから、これ以上もうこの管理はできないということで中止になったんですよね。ただ赤字になったという単純なことではないんですよね。それをまた、ここ一、二年の間にまたお願いしようという、これは非常に無理ではないかと思えますけれどもその点どうでしょうか。

観光交流課長（藤井恵司君） 白浜という特殊な海水浴場になろうかと思えます。伊豆半島でも一番のお客さんが来るところでございます。

しかし、ほかの海水浴場は赤字にはなっておらないのです。それなりに収益を上げて、夏期対の事業ができるような体制になっていますので、その辺は地元と研究して、私は、あそここの白浜大浜で商売して赤字になる方が、ちょっと不思議な感じはしています。その辺の営業の仕方も一緒になって考えて、どういうふうにしたらいいかということで、ちゃんとそういう目的を持って、こういうふうな採算が合うものをしていただきたいということで、研究していきたいと思えますけれども、何とかそういうことで支部の方でやっていただきたいというふうに思っております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） お客さんへのサービスといいですか、一番欠けている部分ですけれど

も、あれだけの広い砂浜に、白浜の場合を言っております、トイレがほんのわずかしが、数えるほどしかない。1万、多いとき2万という海水浴客が訪れるあの海水浴場で、そのほかのトイレに入れない人はどうしているかと。海の中に垂れ流ししているとしか考えようがないんですよ。それから……

議長（増田 清君） 3分前です。

2番（藤井六一君） シャワー施設が少ない。砂だらけでお客様、帰っているんです。それから今、よその地区ではと言いますが、白浜の場合には国道を横断するという非常に地理的なハンディーがあるわけです。ほかの地区を見ましても、砂浜からすぐそういう施設に入れるという状況にある。白浜の場合には国道を横断しなければならない大きなハンディーがある、だから条件が全然違うんです。そういう中で同じように求めても、それは無理かと思えます。

これ以上議論していても時間がなくなりますから、この件で最後に伺いたいのは、市長、この管理の方法について、私が求めているのは市長の政治姿勢ということですので、市長の姿勢としてどういうふうにしていきたいと考えておられるか、その点、最後に市長に伺います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 管理という問題をとらえると、夏期対の条例の中でのやり方しかないわけですから、やっぱり夏期対に受けていただくところが管理を受けていただくという形しかできないと思います。例えば、市が中心になってそれを全部管理するという性格のものではない、こんなふうを考えております。

議長（増田 清君） いいですか。まだ時間あります。

2番。

2番（藤井六一君） 南高の跡地の件について伺いたいと思います。

確かに市町の合併の議論の中で出ていることも伺っております。しかし、私が提案したかったのは、下田市としてどうなんだ、仮に合併した後を考えてとしても、下田市が活性化した状態で合併していく、合併した後もこういう土地を有効に利用することによって活性化していく、そういう大きな観点に立ってこの問題を見てほしい。そういう意味合いから質問したわけなんですけれども、合併の条件でどうのとか という、そういう小さな問題ではないのではないのかなという、この問題は。

南高の跡地というのは、これから恐らく 100年たったって、あれだけのまとまった土地は

市街地には出てきません。それは病院を移転してくるのは反対ではないんです。病院は、あのところでなければならぬということではないんです。あのところでなければならぬというものがあるはずなんです。ですから、例えば病院は敷根に持っていくとか、稲梓に持っていくとか、それはいろいろ考えようがあると思います。

でも、あの南高の跡地を市街地の活性化のために使うには、あそこしかないんですよ。僕はそう思います。そういう意味合いでこの問題を取り上げさせていただいたんです。そういう観点から、もう一度市長のお考えを伺います。

市長（石井直樹君） 先ほどの答弁で申し上げましたように、この南高の跡地の利用計画というのは、もう何年か前からいろいろな提案がされております。ですから、市の方にも市民の方々の考え方、先ほど言ったように平成7年には下田青年会議所が、もう10何年前ですよ、あそこのランドデザインというような形で、南高跡地の利用計画を立派なものをつくられています。

それから、先ほど申し上げましたように、昨年度は市の職員が2万平米という中で、あの公社が耐震基準を満たしていないという中で、どういうふうにあの南高跡地の利用を考えていったらいいのかとか、こういうものについての調査をさせていただいています。ですから、そういう彼らの提案というのものもあるわけでありまして。ですから、中には先ほど申し上げましたように、商工会議所の中でも検討委員会が立ち上げられて、いろいろな情報交換をしている。ただもうそういう中で、あそこの新校舎ができ上がる中での利用計画というのは、まだ県の方からは当然示されていないわけでありまして、そういう長年の積み重ねの市が考えているプランニングと、それから市民がこういうふうにご利用したいというものを積み上げて、そこで市が動くべきであるというふうに、それぞれの団体がばらばらに県にこういうふうをお願いしようとか何とかではなくて、先ほど議員がおっしゃったように、まさに市にとっては大変中心市街地に近い有効利用できる場所ではありますが、今のところは県有地であると。ですから、どういうふうに県を動かしてこういう下田の活性化につながるという計画をしっかりとつくってからでなければ、県の方にもお願いにいけないのではないかと、そういう下準備はしてあるということなんです。その辺のことを理解していただきたいと思っています。

ただ、現在、共立の病院の検討委員会の中で、ここが1つの移転候補地になっているという中で、それを無視して下田市独自でも県の方へ動くということはやはり立場上、今はしない方がいいという私の判断で、その辺のことは考えながらやっていくと、こういうふうに理

解していただきたいと思います。

議長（増田 清君） いいですか。時間、若干ありますか。10秒ぐらいです。

2番（藤井六一君） 時間の配分を間違いまして、意図することが聞けない部分が若干残りましたけれども、これで終わります。

議長（増田 清君） これをもって、2番 藤井六一君の一般質問を終わります。

次は、質問順位3番、1、不正違法な廃棄物処理行政の改善について。2、白浜大浜海水浴場等のよりよい管理、整備について。3、後期高齢者医療制度の問題点について。4、下田市の子育て支援と教育行政並びに下田南高等学校の跡地利用について。

以上4件について、1番 沢登英信君。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信です。議長の通告順に質問をいたします。

不正違法な廃棄物処理行政の改善についてですが、下田市と市の委託業者との不透明な関係を是正、改善されるようさきの9月議会においてたださせていただきます。これがどう実現をされているのか、お尋ねをしてみたいと思うわけであります。

まず、新聞紙、雑誌、ダンボール等の古紙については、東河では1トン当たり 7,875円、努力していただいて、下田市ではこの有償問題をトン当たり 1,500円で売ることにしたと、こういうわけでありますが、悪しき前例主義でこのような状態になつたというよりも、むしろこの市内業者との不透明な関係がきっちりとただされていないためにこのような問題が起きたと、こうとらえるのが正確であろうと私は思うわけであります。

その点から言いまして、東河が 7,875円で売っている、その根拠をきっちりと調べていただきたい。何で下田市はトン当たり 1,500円なのか、また 1,500円をお願いをすることになった業者は同じ市内業者であるのか、どういう入札や手続をとって、1,500円という値段を示すことになったのか、明らかにしていただきたいと思います。

次に、平成19年2月8日付の一般廃棄物処理適正化庁内調査委員会報告及び19年8月29日の報告でも明らかなように、違法な使用料・手数料を許可したことを市当局自身が認めていたわけでありますが、この違法なことが長い間改善がされなかったと、どういうわけで改善がされなかったのか、これまた業者との不透明な関係がそこに介在していたのではないかと、こう思うわけでありますが、明らかにしていただきたいと思います。

さらに、廃掃法第7条第12項、許可業者、許可を受けましたこの業者は一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市長村が地方自治法第228条第1項の規定による条例に定

める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。これに明らかに違反している事実があるわけであり、皆さんのお手元に配付させていただきました平成 19年 12月定例会、私の一般質問の資料を見ていただきたいと思います。

特に家電 4 品目について、そこで取り上げさせていただいておりますが、冷蔵庫 1 台、業者運搬料は 2,170円、下田市の手数料は 2,000円であります。170円オーバーしている。テレビについては 1,165円。下田市では 1,000円の規定であります。165円オーバーしている。そして洗濯機、エアコンにつきましては、そこに記されておりますように約倍であります。洗濯機は 2,200円、下田市の手数料は 1,000円あります。エアコンは 3,000円、下田市の手数料は 1,000円となっているわけであります。

前回の質問で、これは処分費であるからいいんだとこういう答弁をされておりますが、裏を見ていただきたいと思います。これが家電 4 品目でない粗大ごみだと想定するなら、10キロプログラムにつき 200円の規定しかないわけであります。条例にないことを業者に許可することはできないはずであります。どのような理解でこのような措置をとっているのか、既に私がこのようなことを事実として指摘してきたことが、全く改められていないという結果になっているわけであります。その責任と経過を明らかにしていただきたい。

平成 13年 9月 1日の、市長決裁のないまま許可されました一般廃棄物処理業許可証は、家電リサイクル法によらないで業者が利益を上げられるよう申請したものであることが明らかであります。それを明らかにしておりますのは、市の担当課に保管されておりました県リサイクル室の平成 13年 8月 1日、「取扱注意」と記されました「(株)栄協メンテナンスの申し入れの対応について」、こういう文書により、また平成 18年 4月 6日付の環境省の指導により今日明らかにされているところであると思います。

ところが、平成 19年 8月 27日のこの業者の一般廃棄物処理業の 4 度目の許可業の更新を、石井市長は許可をいたしました。業者の処理能力は以前と変わらないと、事業実績を踏まえて許可をしたと言っているわけであります。不法・違法行為をまさに不問にしたと言ってもいいかと思えます。

しかし、皆さん、廃掃法第 7 条第 6 項の処分業の許可に関する第 10項の定める許可条件があるわけであります。この条件にどのように適応していると判断をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

その第一は、まず市による処分が困難であることとしているわけであります。家電 4 品目によれば、市による処分が困難であるというような事態はどこにも生じていないと思います。

次は、一般廃棄物処理計画に適合するものであること。この規定がされているにもかかわらず、事後につじつま合わせでこの処分計画をつくるというような繕いをしてきていると思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、その事業施設及び申請者の能力が基準に適合するものであることと、こう規定がされております。この業者の施設の付近住民からの煤煙や騒音の苦情についてはどのように考えられているのか、また善処されてきているのか、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

第4は、欠格条項、破産者、禁固刑に処せられていないこと、あるいは暴力行為を行わないこと等が決められているわけでありませう。

この4つの条件にどのように適合しているのか、明確な答弁をいただきたいと思うわけでありませう。

第4としまして、平成19年8月27日交付しましたこの許可証は、違法、不備、瑕疵のある許可証であります。

その第一は9月議会でも指摘しました4つ目の営業の範囲、下田市、賀茂郡内の町としてあります。市長の権限外の賀茂郡内の町との記載は、まさに権限を越えた違法なものであることは明らかであると思ひます。

第2は、この業者の平成19年8月8日付の一般廃棄物処分業許可申請書、その6に徴収方法及び手数料金の欄には、現金の徴収、可燃物及び不燃物性の粗大ごみの処分はキロ20円でやると、こう記載されてあるわけですが、その後に洗濯機2,200円/1台、エアコン3,000円/1台と明記がされているわけでありませう。先ほど申しましたように、市の条例には1台1,000円あるいは1,500円の規定しかないわけでありませう。業者がこの手数料を取ることができるようになるには、条例を改正し議会に諮らなければならないことは明らかであると思ひます。条例に規定のないことは料金を取ることができない、市民に無料でサービスするということが行政の建前であることは明らかであると思ひます。まさに、この許可証が一連の不正、違法な処分行政をどのように改善をしていくにかかわる重大な課題であると言わざるを得ないと思ひます。

そこで、その責任をどうとられ、どう改善する決意なのか、市長にお尋ねをしたいと思うわけでありませう。

次に、白浜大浜海水浴場のよりよい管理、整備についてお尋ねをいたします。

本年は、原田区が夏期対の原田支部として7年ぶりに復帰され喜ばしいことでありませう。

よりよい管理のため、安全・安心、家族連れでも楽しめる海水浴場の整備が今必要であると思います。既に夏期対の反省会もやられていると思いますが、原田支部としてどのような問題が出されどのように反省が深められたのか、まずお尋ねをしたいと思います。そして、夏期対支部、原田支部の確立が望まれていると思います。

先ほどの藤井議員の答弁にも原田支部でやってもらうんだとこういうことでありますので、支部が確立するように手を貸すことは市の責任でもありますし、夏期対そのものの目的とするところであると思うわけであります。

夏期対の確立とは、かつての経験で明らかなように区長さんのなり手がない、このような事態が長い間引き起こされてきたと、こういうことが経過としてあると思うわけであります。NPO法人化なども必要かと思いますが、この支部の確立をどのような方向で援助していくのかという点について、重ねてお尋ねをしたいと思います。

次に、白浜大浜海水浴場の来遊客が大きく 10%も減少し、約5万人も減っております。原因の一つは、デリバリー商法による不法営業行為が横行し、汚れた海水浴場のイメージがあるからではないでしょうか。デリバリー商法と不法営業行為にどう対応していくお考えなのか、取り締まりもより一層きっちりとしていく必要があると思いますが、当局の見解をお尋ねいたします。

3としまして、本年も延べ 69人による9海水浴場のパトロールが、この不法行為に対し何らの有効な取り締まりとなっていないのではないかと、どのように評価をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、専門のパトロール隊を県警や土木事務所、海上保安部などとも協力して組織をしていく必要があると思いますが、このような検討についてどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

4点目としまして、海水浴場としてのサービス施設、シャワー、トイレ、売店、海水浴用品のレンタル業などの施設整備はどうあるべきなのか。支部に任せておけばいいということではなくて、やはり方向づけというのは、市当局としても検討すべきことであると思います。それを実施するのは、原田支部としてもであります。

特に、浜地内でのサービス施設が不足しているということを当局自身も認めているわけですので、これをどのような方向づけをし整備をしていくのかと、こういうことが問われていると思いますが、反省会の中での意見や市長としての見解、所見をお尋ねしたいと思います。

第5に、夏の海水浴場は下田市最大の観光施設でありイベントであると思います。海水浴

場も地域間競争が激しくなる中で、収益事業の収益をもって海水浴場の管理、安全対策費、清掃費に充てているわけでありますが、収益事業の整備をどうしていったらよいのか、海水浴場に関する条例第 10条によります審議会制度があるわけですので、これを立ち上げ、調査・審議し、解決の道筋を明らかにすべきであると考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

大きな3項目、後期高齢者医療制度の問題点について、お尋ねをいたします。

自公政権が強行しました医療改悪法によりまして、平成 20年4月から75歳以上の後期高齢者を対象にいたしまして、後期高齢者医療制度が実施されます。70歳になれば医療費無料であった老人保健法を廃止して、75歳以上のお年寄りにも全国平均で7万6,000円余の保険料を年金から天引きをしようというわけであります。後期高齢者医療制度の創設は、高齢者の生存権に重大な侵害を生じていると思います。市内高齢者の生活を守る施策が求められていると思うわけであります。この観点からお尋ねをいたしたいと思います。

第一に、高過ぎる保険料の減免措置、7割、5割、2割の措置をとると言われているわけでありますが、これらの手続はどのようなことになるのか、まずお尋ねしたいと思います。自ら申告しなくても自動的に7割、5割、2割の軽減措置が受けられるような仕組みになっているのかどうかというようなことであります。また、保険の取り上げとも言えます資格証明書の発行はすべきでないと考えますが、これらの対応はどのようなことになるのか。

第2点目としまして、老人保健法の廃止により基本健診がなくなり、医療保険の保険者による健診ということになるわけでありますが、下田市の実態としてどのようなことになるのか。これがなくなることによって、基本健診というサービスと予防活動が後退するようではいけないと思うわけであります。実質的に市役所の保健師さんの仕事の分野がどうなるのか。生活習慣病のみに重点を置いた健診のみでは、住民の健康は守れないのではないかと、こうも思うわけであります。

そして、これらの健診にかかる費用負担はどうなるのか。老人保健法のときにありました国、県、市の補助金の制度はどのようなことになるのか、お尋ねをしたいと思います。

4点目としまして、現在サラリーマンの息子などの扶養家族として健保に加入している高齢者、下田市で604人いらっしゃるようでありますが、保険料を払っていなくて医療を受けられたわけでありますが、この新制度の発足により、負担をするということになるわけであります。

政府は国民の批判を避けるため、この点の実施を6カ月延期するというにしているよ

うであります、さらに延期・中止すべきであると思います。市民を代表して、市長はこのような見解を表明すべきと考えますが、市長の所見をお尋ねしたいと思います。

第5としまして、70歳から74歳までの窓口負担を1割から2割に引き上げ、65歳から74歳までの国保料も年金から天引きするとしております。窓口負担の2割への引き上げは1年間延期するとの報道もされておりますが、これまた中止すべき内容であると思うわけであります。国に改善を求めるべきものと私は考えるわけであります、市長の見解をお尋ねいたします。

第6に、この制度の被用者保険で事業主負担をしております、まさに大企業にとっては負担の軽減につながる制度となっております。これまでの老人保健がその財源を公費50%、老人医療拠出金が50%であったわけでありました。老人医療の拠出金とは、それぞれの保険者から負担を負って50%でありました。ご案内のように、健保・社保では経営主が50%、雇われている方が50%負担をするという仕組みになっているわけでありましたが、今度の医療制度は公費50%、保険料10%を老人から取り、被用者保険の拠出金が40%、10%削減されるわけでありました。そのことによって企業の負担が少なくなるという内容が、この制度の中に含まれているわけでありました。

当然企業の、特に大企業の社会的責任、国民の健康をきっちりと企業が責任を持つという、こういう物の考え方、姿勢が必要であると思うわけであります。これまたそういう点では、国きっちりと意見を申し述べるべき内容を含んでいると思うわけであります、市長の所見をお尋ねしたいと思います。

第7に、医療機関に支払われる診療報酬は、他の医療保険と別建ての定額制とし、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系ということの名目に診療報酬を引き下げ、制限を設けようとしているわけでありました。それが定額制という内容であります。積極的に治療すればするほど医療機関の持ち出しとなります。高齢者に対する医療サービスの劣悪化という医療差別を招くおそれがあると、私は考えますが、市長はどう考えられるのか、お尋ねをしたいと思います。

8点目としまして、既に広域連合で、この医療制度は県を単位に運営するということになっているわけでありましたが、この民主的な運営がどう図られるのか、私は大変心配をするわけでありました。それぞれ20人の委員さんが審議をするということでありましたが、42市町村だったのですか、合併して少し数が変わったかもしれませんが、下田市民の意見がこの後期高齢者の広域連合の議会にどのように反映されるのか、反映されないのか、大変疑問に思

うわけでありますが、市当局の見解をお尋ねしたいと思います。ただ上から決められたことを、そのままはいはいと受け入れざるを得ないような運営であってはまずいと思うわけであります。民主的な運営を望むところであります。

最後に、下田市の子育て支援と教育行政並びに下田南高等学校の跡地利用についてお尋ねをいたします。

少子高齢化が進む中で、子育て支援事業に対する社会的な必要性が大変高まってきていると思います。その一端はこの下田市におきましても、「市議会議員さんと子育て支援について語りましょう」という集会が開かれました。この場で市民の皆さんから寄せられた意見集が既に発行されております。男女共同参画社会の実現を目指す市民懇話会によりますアンケートの結果が明らかになっているわけであります。

そして、このような市民の意見をどのように具体化していくお考えなのか、教育長及び市長にお尋ねをしたいと思います。

最初に、未就園児を中心とした子育て・親育て支援についてであります。

第三保育所おもちゃばこであります。週3回を週2回にしたとこう言っているわけですが、実態は週2回も実施をしていない。1年間は54回、週2回やれば回数だけの話で恐縮ですが、108回の子育て支援の取り組みがなされていくはずであります。とても今年度の計画はそこまで達していない。

そういう中で、多くのお母さん方が児童館が欲しい、子育てをお互いに交流する場所が欲しい、1丁目で1人あるいは東本郷の方で2人、子供がいないと、自分の周りに若いお母さん方が話し合う子供や子育てしているお母さん方が意見交換できない、そういう場所が欲しいと言われているわけであります。児童館がない中で、親子で集まることのできる場所が要望されているわけでありますが、3回にしたのであれば、この第三保育所おもちゃばこを開放できないものなのかと、方向としては開放するということが教育委員会の文書で明らかにしているわけであります。

ぜひ、子育て支援センター室、第三保育所のおもちゃばこハウスは、支援事業をやってない時間帯には開放してほしいと思いますが、見解をお尋ねしたいと思います。

第三保育所の子育て支援事業が園長や課長、そのときの見解で回数が減ったり内容が変わったりするというのは、行政サービスとしてきちりと位置づけられていないということになりはしないかと思うわけであります。下田地域の子育て支援事業実施要綱を定め、どのように市民に揺るぎないサービスをしていくのか。責任を明らかにすべきであると思います。

が、この実施要綱を定める方向、定める意思があるのか、お尋ねをしたいと思います。

平成 20年度の保育園幼稚園の応募状況は、現在どのようになっているのか、お尋ねをします。また、下田市立学校再編整備審議会が 18年度から開催されたと思いますが、現在何を課題としどのような議論がされているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

また、中学校等の部活費用はどのように賄われているのか。町内を歩きますと、多くのお母さん方から部活の費用がなくて困っていると、何とかしてほしい、市は予算化できないのかと、このような切実な意見が届けられるわけであります。このような意見にぜひとも答えていただきたいと思います。

4点目として、新設高校下田高等学校の開校が平成 20年 4月に当たりまして、この下田賀茂地区の高校に入学したいと考えている人たちと、この学校の定数との関係はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

最後に、下田南高校跡地の利用はどうなっているのか。藤井さんからの質問もありましたが、市長はかつて平成 15年に新下田リノベーション計画なるものを、800万円余使ってつくられたと思います。その耐震が不十分とは言いながら体育館があり、音楽室があり、あるいは絵をかくところがある、アトリエにも利用できる、また駐車場としても利用できる。これまた市内を歩きますと、多くの市民の方から南高跡地をどう利用したらいいのか、こういう提案を、アンケートを市もとったらいいのになと、こういう議論にシンポジウムでもやってくれば我々も参加していけるんだがと、こういう意見を聞くわけであります。ぜひとも県営施設としての利用を県に求めていくのか、あるいは下田市民の意見をまとめて県に働きかけていくのか、町村合併の一つの病院跡地となっているから働きかけられないんだということでは、なかなか理解が得られないと思うわけであります。

それらのことも含めて、病院跡地のことも含めて、県との協議を早急にしていくという時期に今来ていると思うわけであります。廃校は 20年 4月でありますので、チャンスを待っているというような時期ではない。いろいろな意見を直接県にぶつける、こういう時期に、私は来たいよと思うわけでありますが、これらの点についての見解を明らかにしていただきたい。それから青年会議所等々含めていろいろな計画があるんだよということであれば、それらのものをわかりやすく編集し、市民に提案し、シンポジウムを起こす、市民の意見を喚起する、こういうことが今市長に求められているまちづくりの中心の課題であると思うわけでありますが、どのような見解をお持ちなのか、市長にお尋ねをしたいと思います。

以上であります。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 2分休憩

午後 2時12分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、1番 沢登英信君の一般質問を続けます。当局の答弁を求めます。
番外。

市長（石井直樹君） 最初の廃棄物の処理行政の改善というご質問でございまして、この中でまずは1つは、古紙関係の逆有償問題という問題でございました。先ほど伊藤議員の質問にも答えたとおり、一応改善に向けて取り組みを始めたところであります。ただ、その単価的な問題等のご質問が出ました。その入札の仕方等関連につきましては、担当課の方から答弁をさせていただきます。

それから、私の方に、4つ目の質問の中での19年8月2日交付許可証の違法、不備、瑕疵という中での問題点で、この更新許可についての違法な許可ではないのかという問題につきましては、確かに議会の方でこの中の問題、ごみ業者が町の部分まで入れてあるというような問題点等につきましては、議会のご指摘の中でやらさせていただいたような経過があります。

その他の問題につきましては担当課の方から、大変細かいご質問でございますので、数的な問題も絡みます。私の方からよりは担当課の方が正しい答弁ができると思いますので、そうさせていただきたいというふうに思います。

2つ目の白浜大浜の海水浴場の問題の中で、1つだけ、NPO法人化というようなご質問が出ました。そういう法人を立ち上げるというようなことについては、可能性、この前の議会の中でもちょっと出た問題であります。NPO法人化というのは大変慎重に、この夏期対を受けさせる中では考える必要あるのかなというふうに思います。いわゆる区とか観光協会以外でこういう法人を立ち上げて、安定的収入がふだんない組織でありますから、どのような運営形態がとれるのか。それに対して下田市がもしそのNPOに委託するということになれば、委託財源、特に下田市が新たに捻出するような財政状況ではありませんが、一つ

の提案ということでは、今後時間をかけて検討していく材料になるのかなと、こんなふうに思います。

もう一つ、5つ目にご質問いただいたんですが、例の審議会を立ち上げて、いろいろな問題点の収益事業の整備というようなことを踏まえて、調査、審議、解決の道筋が立つかどうかということ、確かにこれは必要なことですので、また時期を見て、早いうちに下田市海水浴場の対策審議会、これを立ち上げて協議をさせていただきたいなというふうに思います。細かいご質問に対しましては、担当課の方から答弁させます。

後期高齢者医療の制度の問題であります、私の方には、市長としていろいろこういふことを市として提案、あるいはやっていかなければならないというようご質問がありました。

その辺につきましては、まず1点は扶養家族の関係の負担、これを中止させるべきだというようなことであります。これについては、市長が動いてどうこうするというような問題点でもありません。ただ、国の方とすれば、この制度につきましては若干、先般プロジェクトチームを立ち上げまして、軽減させるような方向性が少し今出てきました。そして、その間にかかる保険料の賦課については、広域連合が行うことで、軽減について市が特に動いて変更できるような問題点ではなからうかというふうに思います。

もう一点、70歳から74歳の窓口負担を1割から2割に引き上げてという、もう一つは65歳から74歳までの国保料を年金から天引きすることは中止すべきということですが、後期高齢者医療という問題の中で、またちょっと違う部分のご質問に入ってきたわけでありませぬけれども、まずこの70歳から74歳の窓口負担を1割から2割に引き揚げという問題、これは健康保険法等の一部改正によつての問題点でありますし、また65歳から74歳までの国保料を年金から天引きするということも、国民健康保険法の施行令等の一部改正という中での問題でありますので、これは市長がどうこう言える問題ではないと。法という問題が出てきているわけでありませぬので、私に何とかしろと言われても、できない問題であるというお答えしかできないなということでございます。

1点目から幾つか、8項目にわたつてのご質問がありましたけれども、これはもう担当課の方で答弁させていただきたいというふうに思います。

大きな4つ目の子育て支援等の問題につきましては、これは教育委員会の方で答弁させていただきます。

ただ、その中の南高の跡地利用というのは、先ほど答弁したばかりであります、中でも議員の言わんとしているところは、あの建物を残して、いわゆる市民の方からよく要望のあ

る児童館の関係だとか、それから音楽の練習場とかアトリエとか、そういうようなものに使っていったらどうかというようなご提案だったと思いますけれども、ただ先ほど申しあげましたように耐震化の問題がありまして、耐震化が完璧ではないものを市がどうかして新たな使命に使うという、新たな施策としては取り上げられない問題ではないのかなというふうに、私自身は思っております。

ただ、建物が多分来年5月ぐらいまでには壊される可能性があるとする、その跡地利用という問題が出てくるわけでありまして、これがやはり先ほど答弁させていただきましたように、市とすればやっぱり市民サイドからのいろいろなご提案、あるいは市の内部で考えているものはそれなりに整備をして、議員がおっしゃる中でそういうことが可能な時期になったときに、市民のシンポジウム等はやっぱりやっていく必要性はある。広く市民の考え方も聞く、あるいは市の方でもこんな考え方がありますよというようなことを、大変有効利用が必要な土地でありますので、そういうことをやる時期は必ず来る、その準備だけはしていきたい、こんなふうに考えています。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 4番目の子育て支援とその教育行政という、それからさっきからの高校のことについて、私からお答えしたいと思います。

子育て支援事業のことについては、それは教育委員会ということだけでなく、下田市全体の問題としても、やはり市民の意見、ニーズというものを重く受けとめて、しっかりと具現化していかなければならないなというふうに思います。

1番の子育て支援センター、2番目の幼保の応募状況について細かくは、担当の方から説明させていただきます。

私は、学校再編審議会の問題、それから部活動、それから高校の定数のことについて答えさせていただきます。

再編審議会は、18年度に4回ほどやりまして、中間報告という形で幼稚園の再編について報告させていただきました。本年度は今までに5回やりまして、あと2回予定していますけれども、主に小中学校のあり方について答申したいというふうに思います。今年度のことでありますが、現在の小中学校の審議内容、過程について、若干説明させてもらいたいと思います。

まず最初に、再編審議の必要性というようなことについて、実際に児童生徒数がどのように変わってきた中で、学校教育のあり方というような形で話し合いました。それから、学校

視察を実際にやりまして、小規模校と、大規模校と言えるんですか、市内としては大規模校と、白浜小、下田小学校、稲生沢中、下田中の4校を学校視察しながら、児童生徒数と学級編制及び職員数、地区別の児童数や生徒数、それから通学方法、施設活用状況、学校の特色を踏まえた教育活動、子供や保護者の様子などを視察しました。

また、教職員、保護者の再編に関する意識調査をしました。望ましい学校規模、望ましい学級人数、それから学校規模の視点によるメリット、デメリット、それから再編についての考え方。

また、上記の2と3を踏まえての審議として、審議の視点ですけれども、今後の児童生徒数の推移、施設状況、財政状況、小学校、中学校等各時期の子供の特性と発達課題、学級人数による影響、小規模校や大規模校の学校運営上の特色というような、このような4点の視点でいろいろ審議を重ねてきました。小中学校の再編に関して本年度、先ほど言いましたように7回の審議予定です。学習指導要領の内容を十分推進できることを第一に、子供の発達段階の特性等を踏まえた答申を示すつもりです。

3の2番目ですか、部活動を、要はどのように考えているのかということですが、予算として4校で170万円という予算を組んでありますけれども、各中学校とも、生徒1人または1世帯から部活動後援会費というのを集金しています。また、各学校によってはPTA会費からも、それから廃品回収等ので賄っていると思います。その主なことは中体連の試合の補助や対外試合の遠征費、保険料などに支出しているというふうに思います。

それから、新設高校で下田高校が平成20年4月開設に当たって、この地区の高校入学者と定数の関係がどうなっているのかということですが、平成19年度の、若干一、二名の動きはありますけれども、3年生の数、この学区といういわゆる賀茂地区というか下田、640名。地区内の全日制進学率は、これも時によってぴったりという形には行きませんが、大体統計上8割5分というか84%で、本年度そういう計算で行きますと、これも統計上ですから538名、計算上は地区内の全日製の希望者は538名。平成18年度、地区外から、伊東市なんかを中心にして入学してきた生徒数が22名。この数を上乘せすると、本年度の地区内全日制進学者は大体560名程度かなというふうに予想されます。

本年度の地区内の全日製の定員は、下田高校が320名、普通科が240名、理数科40名、園芸科40名。松崎高校120名、稲取高校120名で560名と。これぴったりで私が合わせたわけではないんですけれども、したがって、やっぱり進学者と定数は一応過不足ゼロというふうなことです。

ただ、総数として合っても、いわゆる高校への各学校の希望者数というのはばらつきがあるわけで、なかなか一番多分、今までの北高と南高の定員がプラスになるのが今度は北高と南高で、逆に下田北のどういうわけですか理数科、それから園芸科、あるいは下田南の園芸科、稲取、松崎が若干いつも減になりますが、これからいろいろな進路指導の中で、恐らく著しく入れない子があるというような形にはならないと。ただ今後、各中学校で受験生の特性と各学校の特徴を踏まえて、受験生個々に過重負担にならないような、個々に応じた進路指導が進められていくというふうに 思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 1 番目のご質問、廃棄物処理業者への改善についてでございます。

その1としまして、先ほど市長の方からも答弁がありました古紙についての改善ということでございますが、議員さんお尋ねのなぜ 1,500円かということ、有償のことでございます。

これは、あくまでも見積もり合わせということで業者に付した中で、この処理に当たって古紙の積み込みとか運搬とか仕分け、また梱包とかそういう経費、そしてまた当然引き取り業者へ売却した、その差し引きとしてこういう有償という、金額で業者の営業努力というところも踏まえた中での結果として、こういう有償額となったと理解しているところでございます。

ちなみに県下の古紙の状況、これは 19年4月でございますけれども、平均的に新聞紙では5.7円、安値では逆有償の2円とか、またダンボールでは平均で 4.5円とか、逆有償 0.1円とか、雑誌では 3.6円とか、安値で逆有償3円とか。高値の方になりますと、10円を超えるような額でもこの調査がされているところでございまして、そういう中で、今回の下田市の広範における有償の結果というものはこの数字と比較してどうかということ、まだその部分ではいろいろ考えていくところがあるかと思ひまして、そういう意味でも先ほど伊藤議員さんの方にも答弁させていただいたとおりの、そういう検討を加えた上で努力していきたいと、このように思っております。

また、2 番目の違法な使用料を許可していたと。これは、市が認めたのに、なぜ直ちに改めなかったのかということでございますが、この許可について、相手方の業者に説明また理解という部分の中で、時間を要した中で、直ちにというのがなかなか難しかったというところでございます。

また、家電4品目についてのこの12項について、市の手数料に相当する料金を超えて徴収してはならないということについての沢登さんの、今日、全員の方にお配りになっておりますが、この額についてちょっと間違いというか、変わっております。ちょっとメモで書いていただいていると思いますが、冷蔵庫についてはリサイクル券、10月1日現在でございますが、4,950円でございます。これは、業者の7,000円という部分から差し引きますと2,050円という額になります。そしてまたテレビについては2,955円でございます。これを4,000円から引きますと1,045円でございます。また、洗濯機については2,640円になってございます。そしてエアコンは3,270円という、リサイクル券の料金になっているところでございまして、これを市の方の手数料と合計した右端の市の合計と、この欄につきましても変わってきまして、冷蔵庫が6,950円、テレビが3,955円、また洗濯機は3,640円、エアコンは4,770円という現在の数字でございます。

こういう中で沢登さんのご質問の中で見ますと、この冷蔵庫、テレビというこの下田市の手数料2,000円、また今言いました2,050円、この比較。またテレビ1,000円、1,045円というこの比較の中で、業者運搬料等という、この「等」の中に収集も含まれておりまして、この収集手間を差し引きますと下田市の手数料を下回る料金、あるいは同額というふうに解釈できるところでありまして、そういう中では市の手数料を超えて徴収しているということはないというふうに理解しているところであります。

また、この洗濯機やエアコンについての下田市の手数料1,000円、1,500円、また業者の2,200円、3,000円とこの比較についても、あくまでも業者の方については処分料としての料金でございまして、この下田市の手数料はあくまでも下田市から伊東市へ運搬する、運搬に対する手数料ということでございまして、同列に並べて表を見て高い低いということとはできない料金の比較だというふうに思っております。

次に、廃掃法の第7条10項の条件に、どのように更新時に適合して更新をしたのかということでございますが、まずこの廃掃法の趣旨ということから見ますと、この収集運搬処分、市内で廃止されるものについては、市町村の事務として義務と権利という中で行わなければいけないという中で、この10項の要件、沢登さんの方から4つのことが紹介されました。この4つのことにつきましても、更新時において本条に照らして検討していくということの中で、基本的には法の趣旨を踏まえて処分の困難か否かと、この認定ということがこの市町村の長にゆだねられているというものであるということで、1つには平成15年、環境省の方から運用ということで通知がある中で、処理の困難についてどのように考えていけばいいかと

というような通知もございまして、あくまでもこの要件というものを基本的に踏まえつつもなおかつという中で、この市 町村長が当該許可を与えるかどうかは、この廃掃法の目的と町村の計画と照らして、また市町村の責務としてのこの廃棄物処理が円滑に完全に遂行できることが適切であるかどうかと、こういう観点から見るべきであってということで、この意味においても、市町村長の自由裁量にゆだねられているというふうに解釈することが相当であるというような、こういう文面も出ております。

そういう中で、今回の更新許可につきまして、業者施設の設置経過を踏まえて、また現に今その施設が存在して既に許可がされていたと、こういう前提の上でこの更新の趣旨について、これまでの実績や市の保管施設、また市民の利便性施設と、こういうことを踏まえて能力についての特段の変更はないということで、更新許可をしたものでございます。

また、4番目の8月27日に交付の許可証の違法、不備、瑕疵ということでございますが、その中で、9月の議会の中でこの許可の中の営業の範囲ということで、この記述については誤解を招くおそれがあるのではという指摘を受けて、議会の終了後、この部分については削除いたしまして差しかえをしたところでございます。

そもそもこの記述につきましては、業者は各町の収集と運搬の許可を有しておりまして、そして下田市の処分業の許可をこの業者は得ているわけでございます。こういう許可の部分、業の範囲を明確にするというような趣旨の中から記載したところでございます。

なお、各町につきましては、町の粗大ごみを業者が下田市で処分していることは承知しておりまして、その処分量の報告を業者から受けて把握して、なおかつ市の方におきましても、各町からこの報告を受けているところでございます。このように、各市町が相互に承知して処理されているというもとの上の記載であったというふうなわけございまして、この削除したことについての責任ということの部分については、ないものと解釈しているところでございます。

また、2番目の洗濯機、エアコンの取扱料金、先ほどの表がありますけれども、この市の手数料条例にないものにもかかわらず、料金を規定する条例を改正することなく許可していると、これが違法ではないかということのお尋ねではないかと思うわけでございます。

そういう中で、手数料というこの基本的な部分におきましては、地方自治法の第227条に公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、この手数料を徴収することができると、このように規定されているところでございます。この法の趣旨を踏まえた中で、今回の廃棄家電4品目の処分ということを見ますと、この処分について下田市は、直接処分はしていな

いわけでございます。この処分していないものに相当する手数料を条例で定めることはできないし、必要もないというふうになるわけございまして、また一方、業者の方から見ますと業者施設の設置の経過を踏まえて、先ほど言いましたけれども、現に施設が存在してかつ家電2品目について、洗濯機、エアコンでございますが、処理が可能な施設で業の許可によって処理業を営んでいるというこの事実がある以上、それに相当する料金が市民に不利益を与えない、そういう妥当な料金であれば、それは徴収は違法とは言えないと解釈するところでございます。

また、この業者の料金について、例えば条例で手数料の規定がないから徴収できないということになりますと、その業そのものが成り立たなくなるということになるわけございまして、逆に手数料の条例を設けるとということになりますと、先ほどのとおり、市としてこの家電2品目の洗濯機、エアコンの処理手数料を徴収しないにもかかわらず設置することになってしまって、その第22条の手数料の趣旨を逸脱してしまうと、このようになるわけございまして、こういう経過を踏まえ、また考察の中から今回の更新許可というものは違法な許可とは認識していないところであります。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） それでは、大きな2番の白浜大浜海水浴場等の関係でございますけれども、小さく5点あったと思いますが、1番と5番は一応市長の方からお答えさせていただきますので、2、3、4の方を私の方から答弁させていただきます。

まず、2番の海水浴客が10%、約5万人も減ったということで、これはデリバリー商法等のイメージダウンではないかというようなこと、それから今後、不法営業に対してどう対応していくかということですが、減った原因の一つはそうかもしれませんけれども、今年は7月非常に天候不順で、これ昨年との比較ですので、台風が来て海藻が揚がったり、私たちが委員会でたまたま行った日などは雷が鳴って、どしゃ降りの雨の日だとか、海水浴客がゼロの日なんていうのが7月に生まれて、そういうことも影響しているのかと思います。

それで、不法営業の行為に対して今後の対応ですが、先ほど申し上げましたとおり、やはり原田支部、夏期対支部に、今駐車場の方でやっているようなパラソル等海用品のレンタルも浜の中でやっていただいて、排除していくという方に考えていきたいと思っております。

3番目の専門のパトロール隊をつくってはどうかという、たまたまここにご指摘いただい

ている県警とか土木事務所、海上保安部等ということでございますけれども、これみんな夏期対協議会のメンバーです。そういう意味では、本当に夏期対の協議会としてもパトロールに行ってもいいのかなというふうには思っておりますけれども、なかなか、例えば海上保安部は陸の方は権限がないとかいろいろなことを言いますので、私たちとしましては、やはり警察と下田市で排除していくしかないというふうに思っております。警察の力をかりて今後排除していきたいというふうに思っております。

4番目の、特に浜地内でのサービス施設が必要ではないかということですが、それは必要だと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 後期高齢者の問題点についてでございます。

静岡県広域連合は、先日1人当たりの保険料について、75歳以上の夫婦で夫が年金所得年間208万円、妻が79万円ということで、世帯モデルをもとに所得率が6.84%、均等割が3万6,000円の、計算した軽減率を使わない試算で7万3,600円ということが示されました。その後、新聞には年金収入が201万円、妻が78万円というような形のものが、数々いろいろな形で出ております。

それで、一昨日、これは広域連合の方から出てきた数字で、日本国全県の所得割と均等割が示されました。どうしても北海道とか九州の方が老人保健の医療費が高いということですから。北海道が所得割が9.63、福岡が9.24、静岡は6.84ということで、大分低い数字でございます。

また、均等割については、やはり福岡などが5万9,355円というような数字とか、高知が4万8,569円、一方静岡は3万6,000円とこういって、どっちかという県下で一番低い方の部類に入っているのではないかと出てきております。

それで、最初の質問でございますけれども、7割、5割、2割は軽減手続はどのようにとの、そういう質問がございました。広域連合でこれは賦課します。下田市で賦課しませんので、下田市としては被保険者の世帯状況とか所得などの情報を広域連合に通知するだけでございます。この情報に基づきまして、自動的に広域連合から課税とか納税通知書が送られてくると、そういうようなことでございます。

それから、2番目の資格証明という話です。これは、資格証明書は国民健康保険と同じように現在やりたいというふうに思っています。保険料を納められない被保険者に対しては、納められない理由を確認し、正当な理由であれば猶予をすとか、そういうような形ではま

すけれども、理由がなくてただ納めないというのはやはり資格証明書を発行 していきたいというふうに思っています。

それから、3番目の保健事業は、広域連合の事務となっております、広域連合というのは30人足らずの人間でやっております。ですので、その保健事業については各市町村に任せたいということで、委託することになりました。75歳以上の方なものですからこれは努力義務だということで、やってもやらなくてもいいというふうな、法律的なあれにはなっておりますけれども、静岡県の広域連合はやりなさいよと、やってほしいということで市町村に委託をしてきています。高齢者医療確保法の第125条には、被保険者の健康の保持推進のために必要な事業を行うよう努めなければならないよというふうに定めております。下田市では、75歳以上の市民全員が対象であるために、国保事業で行う特定健診とあわせて集団健診で実施していきたいと考えております。

沢登さんが心配していた保健師はどういうふうな扱いをするんだというふうなことです。今までと何も変わりません。基本健診と同じように特定健診も一生懸命やっていただきたい。ですからがん検診も、いろいろな検診事業や予防事業を行っておりますけれども、今まで何ら変わらない。ただメタボリック シンドロームというような、最近言っておりますけれども、特定健診等で、成人病というんですか、生活習慣病を中心に、ポイントとしてこういう予防事業をやっていこうというのが、来年4月からの国の政策でございます。

それから、4番目ですけれども、費用負担はどうするんだと、この健康事業に対する費用負担はという質問でございます。これは、静岡県の広域連合から委託事業としてお金が入ってまいります。ですから、これに使う金額については、下田市が出すということはないと思います。1人大体500円ぐらいの負担金を、初診者からはいただきたいなというふうに考えております。

それから、サラリーマンの75歳以上の被扶養者の関係でございます。これは、市長が言われたように、市長1人のあれではできないよというようなお答えがありましたので、省略させていただきます。

次の70歳から74歳までのということでございますが、一部負担金が1年ということですが、これは国民健康保険の話でございます。これも市長が答えられたとおりでございます。

それから、定額制の話です。診療報酬の定額制については、導入を検討中ということで、まだ決まっておりません。これは厚生労働省の話です。診療報酬は、医療行為を積み上げて算定する出来高払い方式というのが、今普通やられております。注射を打てば何点、薬を出

せば何点というふうな出来高払い方式です。これは、必要性の低い検査や投薬などで報酬をかさ上げする過剰診療が起きやすいというふうに言われています。これに歯どめをかけるのが定額払い方式で、患者負担も軽くなると言われており、病院にとっても、本当に必要な医療行為だけを行って効率化を進めればコストが減り、利益も大きくなります。また出来高制のもとでは、医師が患者を薬漬けにし収益を上げることも可能であります。定額制ならば、過剰診療は医療機関の出費となり、むだな治療に歯どめをかける効果はあると思われま

す。厚生労働省は、慢性的な医療費のかかる75歳以上の患者を対象にすれば、抑制効果が大きいと判断しておりまして、また定額制にして健康状態がよくなったという老人の方もあるくらいでございます。差額医療の導入になるかはまだ不明ですが、厚生労働省としては定額制の導入を検討しているというふうな、現在進行形でございます。

それから、8番目の静岡県の後期高齢者医療広域連合の議会は、行政の代表として今現在市長が6人、町長が4人、住民の代表として市議会議員から6名、町会議員から4人の計20名で行っております。これは行政と住民代表が同数であって、民主的な運営はされているのではないかとこのように思っています。また皆さんにも、議会のたびに選挙をやっていただいているのが現状でございます、前も共産党の議員さんが出ていたことではないかなというふうに思っております。

自分の、例えば下田市の意見がどういうふうに反映されるんだというような質問でございますけれども、それは自分が投じた1票の方に、私はこういうふうにしたいよと、下田市はこういうふうを考えているよというふうな形で伝えていただいて、それを広域連合の議会の方に反映させていただければよろしいのではないかなと、間接選挙でございますのでそういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 大きい4の下田市の子育て支援の部分ですけれども、このうちの1と2についてお答えをさせていただきたいと思っております。

1つ目は子育て支援事業、この後、どういうふうな推進をしていくんだということで、沢登議員、前回の9月議会でもご質問いただいたところでもあります。そのときも申し上げました。現実の第三保育所でやっております支援センターはかなり窮屈な運営をせざるを得ない、キャパシティーを越えているのかなという感じを、現場の担当も声を寄せておるところであります。そのような回答を前回させていただきました。

それで、改めてもう一度確認をさせていただきますけれども、各保育園の朝の時間帯は、午前8時半から、基本的に登園と同時に自由遊びで子供たちが一斉に遊び始めております。それから、10時から保育活動ということで室内外を使って行ってございまして、1時半から食事の準備、12時が給食、それから午後が自由遊びと午睡ということで睡眠ですね、こういうことでスタートしています。

この中に、9時半から1時半という時間帯をおもちゃ箱に開放しているということで、今園児が90人ほどおります。この中に、今大体30組の親子連れの皆様が開放日には来られるわけで、そこで十分なスペースといいたいまいしょうか、遊びの用具等が確保ができない状況が生じつつあるということで、前回もそのような答弁をさせていただきました。ただ、需要が十二分にあるということの一方では、私どもの方も、先ほど議員さんおっしゃいましたように、懇話会のアンケート等を見ますと、やはりこういうところ十分承知をしております。つきましては、この施設の中で、これを続けていくのがいいのか、あるいは一部を他の施設、例えば公民館等に移して実施するのがいいのか、今それを詰めているところでございます。

また、全体の流れとして、第三にセンターがあるのがいいのかも、私ども一つの議論としてはあることを承知しておりますので、この辺も含めた中で、今後現場との調整を含めて対応させていただきたい、いかなければいけない、こんなふうに思っております。

それから、それと絡みますけれども、地域支援事業の実施要綱、前回、下田市は今までなしのままやってきたのかとご指摘を受けたところでありますけれども、こちらの方も今話をさせていただきましたように、実施内容の確定ができる段階で、明確なものをさせていただくことがよりいいのかなと、こんなふうに考えております。方向性が決まり次第、こちらの方も提供をさせていただきたい、このように考えております。

また、次の質問で、来年、20年度の幼稚園、保育園の応募状況についてどうなんだというご質問でございます。

12月1日現在、幼稚園につきましては、前年に比べまして23人減っております。実際には155人が132人という数字であります。それから、保育所につきましては49人、540人から491人の応募となっております。

これは、それぞれ乳幼児の絶対数の減ということがあって、このような減につながってきているのかなという感じがいたしております。実際に、各園ごとの状況を申し上げさせていただきますと、保育園につきましては、認可保育所の方で24人、それから民間保育所の方で27人、それから地域の方は逆に3人ほど増えております。それから、幼稚園でありますけれども

ども、下田が 57人から 60人、こちらは例の稲生沢の統合がありまして若干増えております。それから吉佐美の方が 29人から 26人、3人減となっております。それから稲生沢は来年は廃止、白浜の方は 15人あったものが、来年は今のところ 10人の応募しかございません。それから稲梓の方は 34人に対して同数を今申し込みを受けておるところであります。

以上であります。

議長（増田 清君） 答弁漏れありますか。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） ちょっと指摘していただけますか。

1番（沢登英信君） トン当たり 1,500円の業者は今まで委託している業者かどうかと。この業者が落としたのだと。含めて 7,875円の東河が、それだけの値段を出しているわけですから、その調査をしたのかと。何で 7,875円のできるのかと。何で下田は 1,500円なのかと、そういう調査研究をされましたか、見積もり合わせだけだったんですかと、こういう質問です。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） その 1,500円の有償の業者は、栄協メンテナンスでございます。また、この 7,875円の調査につきましては東河エコの方で見積もり、入札か、ちょっとあれですけども、している部分でありまして調査はしておりません。

1番（沢登英信君） 不法、違法な処理行政の改善というのは、具体的には市内業者と市との関係をきっちりさせていくということなんですよ。その結果として逆有償の問題も出ているわけですから、7,875円と 1,500円だと、この大きな差は何だというのはだれしも思うのではないですか。その調査もしないで、見積もり合わせの結果、従来と同じ業者が落としたと、お願いすると。年度途中ですから、しばらくはこういうことも可能性としてはあろうかと思いますが、新年度に向けてきっちりこれは調査をして、何で東河が 7,875円のできるのか。単なる見積もり合わせだけではなくて、市場の状況やそういうものをきっちり調べて対応すると。市民の財産であるというとらえ方が必要だと思うわけです。

そういう点で、要望としてはしっかりやっていただきたい。一定の前進は評価しますが、この業者との不透明な関係という点では何ら変わっていないと、こう評価せざるを得ないと思うわけでありまして。

それで、この廃掃法の許可は業者のもうけ仕事を与えるために許可をしているわけではないんです、基本的に。市ができない処理のものについて、その施設を持っている業者にお願

いをすると、こういう仕組みになっているわけですから、本来なら市がやるということが原則なんです。そして、それらは無料で、税金でやるというのが原則。料金を取るときにはちゃんと手数料条例をつくって料金をもらおうという、こういう仕組みになっているわけです。

課長は、先ほどの数字が違ったことは、経過が前の古いリサイクルのを使ったから間違っただかと思うんですが、金額にしてはわずかですがそこで 50円だと、あるいは 45円等々というようなことを言われているわけでありますけれども、処分費なんてことは書いていないんです。この裏を見てくださいよ、裏を。市の規定はどうなっていますか。処分費だから余分に 50円取っていいんだと、そんな理屈が成り立つわけないでしょう。ちゃんとこの清掃法第 7 条で、委託をする場合には、市で決めた料金を超えてはならないと書いてあるわけですから、市が料金を定めていなければそれは無料でやるというのが原則なんです。

しかし、それでは業者ができないでしょうから、当然費用はかかるわけで、業者がそれだけの費用を徴収していいということになれば、市の条例に定めなければそれは支給できないことは明らかでしょう。業者の利益のためにこの許可を与えているんだという、この考え方がおかしいんです。そんな許可はないんですよ、清掃法の中の許可には、そういう物の考え方は。

ただ、旅館等が自分で運搬して清掃事務所まで持ってこなければならぬ、本来自分がやらなければならないものを、その許可を持っている業者との関係で、市の条例の値段とは関係なくお願いをするということはありませんよ。しかし、この業者がやっているのはそういう関係ではなくて、だれでもが同様に持ち込んでいいという特定な関係ではなくて、処理業の一般的な関係にあるわけですから、市の規定どおりにやらなければならない。しかも、そういうことでは、処分の許可というのは、家電リサイクル法で措置ができる 4 品目は当然この市が出した許可証から外すべきですよ。

市ができない場合、許可をするんですから、市ができるんですから、別に。伊東まで持っていけばいいんですから。そして、どういうわけでこの業者はやっているのかといえば、結局リサイクル法でやるよりも安くできると、その表で出ていますように。リサイクル法でやればその洗濯機は 3,520円かかる。ところが 2,200円で済むと、業者のところに持っていけば。だから、私のところで持ってきなさい、持ってきなさいとこういう表になっているわけですよ、これは。リサイクル券をつけなくていいわけですから。

ところが、この 2,200円で処分をすると処分した残渣物が出ますよね。その残渣物は市に持ってくるわけです。市は費用をかけてその残渣物を処理するという、こういう関係にある

わけです。そこは何トンで幾ら払っているんだと、幾ら処分費をかけているんだという質問については一切答弁がありません。ぜひそのところを答弁してください、とりあえず。もう基本的に認識を間違っている。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 先ほどの質問、ちょっとその部分なかったような気がするんですけども。ちょっと飛ばしてしまったようでございます。答えも用意してありますけれども。

それにつきましては、この残渣の手数料でございます。破碎後の可燃として 1.6トン持ち込まれておりまして、これをトン 7,000円、キロ7円でございます、徴収いたしまして1万1,200円でございます。

また、それに要する処分費といたしましては、これは焼却ということになりますので、18年の決算の中で焼却管理費をこの焼却量で割りまして、それを一つの単価というふうな形でとらえまして、それが1万4,000円ということの中で掛けますと2万2,400円ということで、処分費になっております。よろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） だからそれだけ費用がかかっているということでございます。2万2,400円、処理として。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） その中に入っております。焼却管理費の中に。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） そうです。洗濯機やエアコンですね。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） そうですね。そういうことでございます。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） そうです。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 1つ、初めには東河の方の7,875円等いろいろ、新年度に向けてなぜとか、1,500円ということについてもまたさらにとということで、調査をしていってもらいたいというお話でございます。この辺につきましても、今後よく調査いたしまして、

方向を見出していきたいというふうに思っております。

質問が、具体的にちょっとよくわかりにくいところもあるんですが、業者のもうけ仕事のために許可しているという、できないものを許可していると、本来は市がやるべきなんだというお話でございましたね。これについては、もう先ほど、私も2回ほどこのお話の中で答弁したんですが、この設置の経過を踏まえという部分の言葉を使わせていただいたんですが、本来市といたしましても、設置する当時、市として設置していこうという考えもあったと聞いております。ただ財政的なものとかいろいろな諸般の事情の中で、審議会の諮問をした中で、設置というようなことも方向づけられたところの経過もあるわけございまして、本来は市が設置して、市の責任のもと処理していくということが基本ということは、私もそう思うわけでございます。

ただ、ここに経過として現に施設があるということの中で、今のこの平成19年の更新ということを考えていかなければならない立場という、そういうものもありまして、この更新の要件をいろいろ考慮した中で更新をしていったところでございます。

また、定めがなければできないんでいいんだと、だけど業としてそれでは成り立たなくなるから、条例で定めなければならないんじゃないかと、今定めていないのにその料金はちょっと取れないんじゃないかというお尋ねでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） これに対しまして、先ほどまた廃掃の解説の方にもちょっとその辺のことが出ている部分もありまして、この料金というものについて、市町村が直営する場合と、処理業者が取り扱う場合との間という中で、これはちょっと超えてはならないということの文書の中で言っているんですけれども、不公平を来さない料金の最高額を定めというような文面がありまして、そういうことの中で、業者が市民から受け取る料金はということで、原価計算方式に基づいた原価に適正な利潤を加えた合理的な料金にしていくべきであるというような、こういう解説もありまして、そういう中で業者は料金の設定をしているところでありまして、先ほど収集の方の料金の定め部分で、ないけれどもそれはできるんだということを沢登さんもおっしゃったところでございますが、そういう部分の処理の料金と、業者の取っていることと同じ解釈をしていいと、私は解釈しているところでございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 時間がありませんので、一応この課題は副市長の方に振りたくらいと思

ます。法律解釈でとんでもない過ちをしていると、前回指摘して、当局はそれを間違いだったと認めているわけですから。それをたとえ、この数字上 50円であろうと同じことを冷蔵庫とテレビではやっている。しかも、この家電4品目についてはリサイクル法があるわけですから、脱法行為的な許可をおろすのではなくて、この4品目については今日から外してリサイクル法に乗せるというのが、法律の基本的な姿勢だと思うわけです。

そして、そのために、この業者の利益のために、金額的にはわずかな金額だったかもしれませんが、2万2,400円かかると、業者から1万1,200円しかもらっていないのに2万2,400円費用がかかっているんだと、こういうことですから、これらの改善というのは、改めさせていただきたい。法解釈ももうきっちり研究していただきたい。そして、私の納得の行く説明を求めたいと思います。

それから、2点目の白浜大浜の件でございますが、浜地内への一定の施設が必要だという見解に立っているということでもありますので、ぜひともこれらの課題も含めて、時期が来たらこの研究の審議会を立ち上げるということではなくて、もうずっと前からこの問題は課題として出てきているわけですから、直ちに審議会を立ち上げて、それらの問題の、ここで議論されたことの海水浴場の整備のための課題を審議をして解決策を見つけると、こういう姿勢を当局に求めたいと思いますが、再度、この点については市長の姿勢をお伺いしたいと思います。

それから、次の後期高齢者の医療制度の問題点について、これは国の問題であって市でどうにもできないんだと、こういう市長の答弁であります。下田市民のお年寄りにかかわることはやはり市長も頑張ってお出かけなければならぬ。それは法的にどうこうできないにしても、議会であれば当然意見書を上げる、市長であれば市長会や議長会があるわけですから、下田市だけの力ではどうにもならないにしても、各市の自治体と気持ちを合わせて国に働きかけていくという場は幾らもあるわけです。そういうことをぜひやっていただきたいと思うわけですが、再度この点についても、市長の姿勢を問いたいと思うわけがあります。

とりあえず2つ、ご答弁をいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 海水浴場の対策審議会を早急に立ち上げるということでございますから、委員20人以内というようなことでございますので、早急に管理体制等の問題につきまして、担当課の方からも早急に立ち上げたいというような話も来ておりますので、やらせていただきたいと思います。

それから、後期高齢者の問題につきましては、先ほどは市がどうこうという問題ではないという形でしたけれども、同じような感じを持っている市長さんがいれば、それはまた市長会の中の協議事項としては提案されるべき問題だと思いますが、これは少し私の方も考えさせていただきますと思います。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） それでは、下田市の子育て支援の件についてお尋ねしますが、前回の答弁よりも課長の答弁が非常に後退をしているという印象をぬぐえないわけです。既に平成 11 年から 10 年近くも、この第三保育所で子育て支援事業をやってきていながら、現時点でのキャパシティーがないからできないかのような答弁をいただくというのは、いかがなものかと。今まで 10 年間やってきた実績はどこへすっ飛んでしまったんだと、こういうぐあいと思うわけでありませう。

しかも、少子高齢化対策の大きな柱がこの子育て支援事業です。国がもう力を挙げて、そして下田市にとっても人口を増やす、子供たちを増やしていくということの、これですべてではありませんけれども、一つの大きな柱であることは明らかです。市民からも大変な要望が出ていると、そういう状態で既に 10 年間やってきたものが 9 時から 13 時、園の子供たちとの対立があってできないんだと、10 年間やってきたものが対立があってできないなんて、そんな理屈は僕は成り立たないと思うわけです。どうしてこんな見解になってしまったのか、こう思うと、福祉事務所でやってきた者が教育委員会に移って物のとらえ方が変わってしまったのかなと、このように考えるわけです。

それで、先日も教育委員会が視察したという長泉を見てきましたけれども、民間の保育園含めて 3 つの保育所で、月曜日から金曜日までやっているようです。9 時から 16 時という時間帯でやっている。そして民間の保育所は週に 3 回、月、水、金でやっている、時間帯は同じだということでもあります。午前・午後 9 時からと、午後から人数も分けてやっているというような状態で、下田市の現状の中で、なかなか児童館が建てられないという中で、第三でこの子育て支援事業が小規模でやられてきたと、この持っている重大さをぜひ理解をいただきたい。

昨年は保育士がやり過ぎたからこうなったんだみたいな言い方をしていたんでは、本末転倒だと思うわけです。部屋まで設けて一生懸命この事業をやれというような方向をつけた福祉事務所長のその物の考え方が、教育委員会に行ったら受け継がれていないと、こういうことになるんじゃないかと思うわけです。ぜひともあいている支援のための部屋というのは、

週に2回しかできないなら、かつて3回やっていたんなら、少なくとも1週間のうちのもう1回はそこを開放するというのがなぜできないのかと、こういうぐあいに思うわけであり、ます。教育長に、そのできない見解を問いたいと、むしろこれに携わっている担当者の責任が問われる課題ではないかと思うわけです。今までやってきたものが、なぜこの時期になってできないかと、こういうことになろうかと思えます。

そして、第三で無理なのでほかのところで検討するんだと、こういう取り組みもされているようでありますので、……

議長（増田 清君） 3分前です。

1番（沢登英信君） それがどのように取り組まれたのか、現時点でどういうぐあいになっているのか、明らかにしていただきたいと思えます。

それから、先ほど幼稚園、保育園の人数のことが出されましたけれども園ごとになっておりませんので、ただ確認しておきたいことは、かつてのように途中で人数が少なくなったのでこの園を廃園にするというようなことはないというぐあいに考えておりますが、その点が人数の上でどうなっているのか。

さきほどの市長の答弁では、既に18年に出された報告では、稲梓の幼稚園等は統廃合しないでそこに残すと、こういうぐあいに方向づけがされていると思えますが、市長の答弁では何か下田幼稚園1カ所に持ってくることも検討しているかのような答弁がありましたので、そこら辺の検討と前回出された計画との整合性はどうなっているんだと。市長の答弁がきちり検討されたものでないということであれば、その点を明確にしていきたいと思うわけであり、ます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） ちょっと沢登議員誤解しているようですけれども、先ほどの中で、幼稚園とかあるいは保育園と、将来的にもう1つぐらいでいいんではないかというのは過去の議論の中で出てきた話であると、そういうような経過報告をただけであります。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 沢登議員さんの方で長泉町の方の資料をいただいて、その内容を今ご披露いただいたわけですが、先週、新聞紙上にも大きく取り上げられておりました。袋井市の方で、大変効果のある支援センターが駅の前で、開設以来1万人を超える利用者があるというふうな内容、これ見ましたら、中も大分私どもがイメージしているセンタ

ーと内容がかなり相違しておりました。私ども、また資料の方を取り寄せながら、そういうことも含めてセンターのよりよいあり方といいたいでしょうか、それもまた含めて検討させていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど去年まで3回やったものが2回やって大変な後退ではないかと、担当課長がかわって、あるいは福祉事務所から教育委員会へ行ってかわってということで、お話を今いただきましたけれども、実際には私どもたまたまその機構改革の点であって、現場との意思疎通といいたいでしょうか、それにちょっと欠けた部分があるのかなということ、私自身は反省をしなければいけないのかなというふうに思っております。

その2回の部分については、もちろん今以上に充実をさせながら、なおかつ他所においてそのプラスアルファができないかということで、今検討させていただいているという話をしたわけです。それは、具体的には、部分的に中の公民館あたりがその窓口になり得ないかということですね。

それから、先ほどから言っております、今の第三は施設の耐震性が全くないということで、センターの全体の場所を、他の市の施設が一部でも利用ができないかということで、今検討させていただいていると、こういうことでございます。

たびたび申し上げますけれども、需要が大変に大きい部分であるということは、十分私どもも承知をしております。現場の先生方、保育士さんたちもその点については全く異論がありませんので、より充実した内容が実現できるように努めてはいきたいと、このように考えております。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 1人県の方から補助金をいただいているということで、たびたび沢登議員さん伝えられております。確かに160万円ほど補助をいただいております。

今、実際に72日の予定で行きますと、十分その内容には答えている内容だと思っております。それでいいとは思っておりません。先ほどから言っておりますように、需要が高いことは承知をしておりますので、さらにフリー保育士さん等が関与ができる部分があれば、さらにその充実をしていかなければいけないということで、具体的にはおもちゃ箱ハウスが、2回が3回が4回に現場でできるかということ、なかなかそれが難しいという現場の声がありますので、その辺は再度詰めていきたいと、このように思います。

以上です。

〔「答弁が食い違っているんですけど」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） あと2分ありますから、どうぞ。

1番。

1番（沢登英信君） 回数を増やせということを行っているのではなくて、部屋があいているわけですよね、やっていないんだから。その部屋を、場所がないから貸してくれというお母さんたちの要望があるわけです。お母さんたちがその場所を貸してもらえないのかと、貸してくれと言ったときに。そういうことを聞いているんです。今まで3回やっていたものを2回にしているわけですから、あと1回というのは全く使っていないわけですよね。1週間は5日あるわけですから、もっと余っているはずだ。

学校教育課長（金崎洋一君） 枠外につきましても、今ご指摘を受けまして、2回は専任といいましょうか、先ほどの県の方から補助をいただいた方が専属でその間はずいてやっておるのが実態で、それ以外は実際には子供たちが外から入ってきて遊んでいるとか、おもちゃを使っているとかという状況がありませんので、先ほど言いましたように、現場の先生方の状況をもう一度確認しながら、できる方向で、ぜひそれは検討させていただきたいと、このように考えております。

議長（増田 清君） いいですか。

1番。

1番（沢登英信君） 下田市の学校再編審議会の件ですけれども、ご答弁いただいたわけですが、具体的に聞きますと、今年度あるいは来年度中に統廃合するというようなことが想定されているのかどうか、そういう議論がされているのかどうか、最後にお尋ねをしたいと思います。

教育長（高橋正史君） 審議の途中ですので、今ここで結論ということは言えませんが、再編についての考え方、小中別にどうあるべきかというような形について、今年度中に答申を出すつもりです。

1番（沢登英信君） 別に答申を出すということは、恐らく状況から言えば中学を中心にして統廃合を考えていると、それを検討していると、こう理解してよろしいですか。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 小中別に検討しているということだけで、今はお答えできません。

議長（増田 清君） これをもって、1番 沢登英信君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前 10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

ご苦労さまでした。

なお、この後、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第 1 委員会室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 3時29分散会